

第百八十三回国会 参議院内閣委員会會議録第六号(その一)

平成二十五年五月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月九日

辞任

神本美恵子君
蓮 舩君
中西 祐介君

補欠選任

吉川 沙織君
池口 修次君
小坂 憲次君

五月十日

辞任

池口 修次君
吉川 沙織君
小坂 憲次君

補欠選任

蓮 舩君
神本美恵子君
中西 祐介君

五月十五日

辞任

岡崎トミ子君
世耕 弘成君

補欠選任

小川 敏夫君
長谷川 岳君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

相原久美子君

芝 博一君
福田 哲郎君
岡田 広君
中西 祐介君

小川 敏夫君
神本美恵子君
白 眞勲君
藤本 祐司君
蓮 舩君
江島 潔君
山東 昭子君
伊達 忠一君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

国務大臣
(国家公安委員会委員長)

国務大臣

国務大臣

副大臣

内閣府副大臣
内閣府副大臣
文部科学副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官
内閣府大臣政務官
法務大臣政務官
厚生労働大臣政務官
国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

警察庁長官官房長
警察庁交通局長
厚生労働大臣官房審議官

中曽根弘文君
長谷川 岳君
山谷えり子君
谷合 正明君
江口 克彦君
米長 晴信君
糸数 慶子君
大熊 利昭君
古屋 圭司君
山本 一太君
甘利 明君
西村 康稔君
伊達 忠一君
谷川 弥一君
山際大志郎君
島尻安伊子君
盛山 正仁君
丸川 珠代君
赤澤 亮正君
五十嵐吉郎君
坂口 正芳君
倉田 潤君
泉 真君

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力地域安全総括官
黒木 慶英君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(相原久美子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岡崎トミ子君及び世耕弘成君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君及び長谷川岳君が選任されました。

○委員長(相原久美子君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認めま

す。

す。それでは、理事に中西祐介君を指名いたします。

○委員長(相原久美子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

道路交通法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として警察庁長官官房長坂口正芳君外三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(相原久美子君) 道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。今日は道交法の質疑ですので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

一昨年の四月に、栃木の鹿沼でクレール車の運転者が発作によって意識を消失をして、登校中の児童の列に突入して小学生六名が亡くなるという大変痛ましい事故がありました。また、その一昨年の十月には、名古屋市内で無免許、酒気帯びでブラジル人の男性が一方通行を逆走して人をはねて、そして死亡に至らしめるという、これも非常にむごい事故がありました。

そして、記憶に新しい昨年でございますが、御案内のように四月、私の地元京都でございますが、たが、祇園で、てんかんの症状を持っていると言

われている加害者の方が、祇園という、あちこちの観光客が来られる中で暴走して死傷者を出すという事件がありました。一方で、その同じ月の四月に、亀岡で無免許の少年が小学生十名の列に突っ込んで保護者一名と小学生二名が死亡するという事故がありました。

これ、二年の間にこういう痛ましい事故が連続して起こって、本当に亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆さんには本当に心からお見舞いを申し上げますが、その状況で多くの御遺族や市民から署名が集まって、まず無免許運転に対する重罰化、それから何らかの形で運転を途中でできなくなるような症状をお持ちの病氣の方に対する、より確実な、自己申告によって免許を交付できないような状況をつくる、してほしいというような、本当に理解できる、思いを考へれば、無念さを考へれば、本当に強い思いの署名が集まって、今回道交法の改正と、法務省さんは刑法の改正ということで、迅速に動いていただいたと思います。

我々も与党の時代もありましたので、その当時は、与野党を超えて議論をつくっていただいて、このことについては一日も早く対応してほしいということを検討をした上でこういう状況になったことは評価をした上で、そこについては本当に法務省や警察も含めて、公安委員会も含めて評価をした上で御質問をしたいと思っています。

実は、亀岡の暴走事故でお亡くなりになった横山さんという方のお嬢様は、私、ずっとお知り合いでございまして、事故の後すぐにお参り行くのも本当に遠慮するような状況で、一月たってから御自宅にお参り、弔問をしに行かせていただきました。その後も横山さんとは何度か話しましたが、やはり大変なショックと無念な思いで、いわゆる無免許が危険運転致死傷罪に適用されないというのに対してずっと疑問をお持ちで、それは遺族の方、皆さんそうでした。

結果として、法務省が今回法案を改正することによって、無免許運転は三年から五年の罰則が加

重されるということで、より重罰化の方向にかじを切っていただきましたが、残念ながら遺族の皆さんの希望である危険運転致死傷罪は変わらずに適用されないということになりました。

私自身は、家族の無念な思いも理解をしますが、法務省も一定、家族の皆さんの気持ちを考えた上で、法制審を早く動かしていただいたことも含めて、今回の法改正をしていただいたんだというふうに思っております。

今回の法改正への思いと、どのような考えで取り組んだかということと、どういう形で厳罰化されることによって今回の法改正が去年、おとしの痛ましい事故の結果改正になったのかということについて、まず法務省から御説明をいただきたいと思います。

○大臣政務官(盛山正仁君) 福山先生には以前から本当にお世話になっております。また、今回もこの我々が出しております法案に対して深い御理解を賜りまして、誠にありがとうございます。先生だけではなく、各方面からいろんな御意見があるということは、もう我々も当然重々承知しております。そんな中で今回の法案をまとめたということでございます。

まず、危険運転につきまして、危険運転致死傷罪といえますのは、暴行に準じるような特に危険な運転を故意に行う、そしてその結果、人を死傷させた者を傷害罪、傷害致死罪に準じて処罰するというところで立法されております。

そして、先生御指摘のありましたとおり、法制審議会を開きまして、御指摘のような無免許運転を危険運転致死傷罪の対象とすべきかどうか、こういうことについて御議論いただきました。

そして、その法制審におきましては、無免許運転が暴行に準じるような危険性あるいは悪質性を類型的に有するとは言えない、そしてもう一点、人の死傷という結果との関係で、無免許であるがゆえに人が死傷したという直接的な原因関係が存しないと、こういう大きな二つの理由から、無免許運転自体を危険運転致死傷罪の類型に追加する

こととはしないとしたものでございます。

しかしながら、無免許運転中に人を死傷させた事実について、特に実態に即して処罰できるようにするため、今回、まずは無免許運転による加重の規定を新設しております。無免許であることと人の死傷との原因関係の有無を問わず、従来より重く処罰できるようにすることで対応したということでございます。

○福山哲郎君 盛山政務官は本当に誠実にお答えいただいていると思うんですけど、まさに危険を承知で故意に運転して危険運転致死傷罪が適用されるなら、無免許だということも自分で分かっているわけですし、逆に言うと自分は無免許運転だから運転をすることが、まあ危険だという認識があるかどうかは別にして、今回の事件の少年に関しては言えば、ほとんど寝ずに運転をして、更に言えれば人の車まで借りて運転をして小学生の列に突っ込んだわけですね。これは危険を承知した、故意に運転をします、まさに暴力で、暴行と同じぐらいというのか、それ以上に私はひどいものだと思えます、何の罪もない子供たちがこうやって犠牲になったことによって、このことがやはり遺族にとってはなぜこれが危険致死傷罪にならないのか、納得ができません。

今の盛山政務官のお話は、法律としてはそうなんですけれども、そこがまだ、私も今説明聞いても、僕は今日は納得しようと思つて質問に立っただけです。ちゃんと誠意持つて答えなさいと、遺族の皆さんがその説明を聞いて、そうか、法務省も遺族のことを考えた上で今回の重罰化に立たんだということが分かるように答えてくれれば僕は昨日のレクでお願いをしていました。私も理解をしたいと思います。質問をしたんですが、今のだとまだ余り理解を私にはしてくれて、もう一回、政務官、お答えください。

○大臣政務官(盛山正仁君) 福山先生の御指摘、よく分かりますし、また御遺族の方にとっては、その無念さというんでしょうか、今回、政府側がこうやって警察庁さんの方と法の整備をする

いつても、なぜこんな程度の法の整備であるのかという御指摘があるのは我々も重々承知しております。

しかしながら、法制審議会での検討というのは先ほど申し上げたとおりでございまして、法体系全体の中でどういうふうな、その罰則を含めての法の整備をするのかということで、今回、急遽法制審議会を開きまして、このような形で法案というにいたしました。

危険運転致死傷罪の立法経緯などを踏まえて、なお引き続き検討すべき課題があると当然我々も考えておりますが、まずはこの法律案の無免許の加重ということで御理解を賜ればと、そんなふうにご考慮次第でございます。

○福山哲郎君 一定の結論が出てきたので、それは今回はこの第一歩だということで、それも去年から、おとしとあったこの痛ましい事故に対して法務省が動いてより重罰化をしたということに理解をしますが、より、やはりこれは一般的な市民感情からいうとなかなか今の説明では納得できない部分もあつて、そのことを御理解いただいた上で、法務省におかれましては、引き続きこういった状況を注視していただきたいというふうに思います。

それでは、盛山政務官、どうぞ、今日は引いていただいて結構でございます。

それで、現実にはこういった登下校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故の発生に対して、前民主党政権においては、通学路の交通安全を守りたいということで、警察庁、国交省、文科省、関係省庁副大臣会議を開催して、国レベルの連携体制の強化や地域レベルの連携体制の整備について、通学路の緊急合同点検を実施しました。

御案内のように、昨年の政権交代前でしたけれども、取りまとめで全国の公立小学校で通学路八万六千一か所のうち七万四千四百八十三か所です。新たな安全対策が必要であるというふうな結果が出てまいりました。民主党政権のときは、このときには予備費から二度にわたって二千八百か所に

ついで安全対策を講じて、緊急に子供たちの通学路に対する安全対策をやりました。

現在における安全対策の取組状況と今後の更なる取組の加速について、これは政権が替わろうが替わるまいが、子供たちの通学路をより安全にしたという思いは与野党関係ないとは私は思っておりますので、古屋委員長、それから谷川副大臣、そして国交省から赤澤政務官来ていただいておりますので、それぞれの省庁について簡潔に、現在の取組状況と今後の更なる加速についてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(古屋圭司君) 確かに、おっしゃるとおり、やはり通学路の安全確保、極めて重要ですね。それで、我々は、平成二十四年度の補正で十億円、それから二十五年度の本予算で十二億円計上、これは何を警察がやることかという、実は線引きをしたり標識を作ったりとかこういうようなことで、実際ハードの整備というのは国交省さんで御協力をいただいて取り組んでいただくというところに相なりますけれども、我々としても、ちょっと細かい数字は今事前通告受けていなかったので、もし細かい数字が必要でしたら、交通局長もいますので交通局長から答弁をさせますが、そうやってしっかり国交省等々とも連携をして、やはり通学路の安全対策はこれからも徹底していきたいというふうに思っております。

○副大臣(谷川弥一君) 平成二十四年四月以降、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受け、同年五月に、文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁において通学路の危険箇所に関する緊急合同点検を八月末まで、これに基づく具体的な対策の検討を十一月末までに行うことを各都道府県に要請しました。

点検の結果、平成二十四年十一月末時点で約七万四千か所の対策必要箇所が明らかに、三省庁が連携して各地域における対策を支援しています。

内訳ですが、教育委員会、学校による対策必要箇所約七万六千か所のうち対策済箇所は一万五千

か所、道路管理者による対策必要箇所は約四万六千か所、うち対策済箇所は一万か所、警察による対策済箇所は約一万九千か所のうち対策済箇所は約七千か所。

具体的対策として、例えば教育委員会が実施する対策として通学路の変更やボランティア等による立ち番、道路管理者が実施する対策として歩道の整備や路肩の拡幅、警察が実施する対策として信号機や横断歩道の新設があります。(発言する者あり)

また、文部科学省では、平成二十五年度予算で、専門的見地から教育委員会や……

○委員長(相原久美子君) この際、申し上げます。質問者の質問にしっかりと的確に答えていたのだと思います。質問者の質問に的確に答えていたのだと思います。質問者の質問を繰り返すことはやめてください。

○副大臣(谷川弥一君) はい。そういうことです。

○委員長(相原久美子君) まずは、赤澤国土交通大臣政務官。(発言する者あり)

○大臣政務官(赤澤正正君) 福山委員の御指摘のとおり、通学路の安全確保、児童のあるいは生徒の命を守るということは与野党もう共通の課題でございまして、しっかりと御指摘も踏まえて取組を加速していきたいというふうに考えております。

通学路の緊急合同点検の対策必要箇所七万四千四百八十三か所のうち道路管理者による対策済箇所は四万六千七十七か所ということで、昨年十一月末現在ではそのうち一万四千三百四十四か所が対策済みということになっております。三月末時点の数字についてはちょっとまだ集計中でございますので、お許しをいただきたいと思います。

対策が完了していない箇所については、平成二十四年度の予備費や補正予算、委員御案内の防災・安全交付金がこの中に五千五百億入っております、その内数でございしますが、歩道整

備や防護柵の設置、あるいは即効性を出すためにカラー舗装といったようなことで対策を進めてきたところでございます。

国交省としては、通学路の安全確保が最重要課題だと認識しておりますので、早期に通学路の安全確保が図られるよう、地方公共団体が実施する歩道整備などの対策について、平成二十五年度も一兆五百億円を確保した防災・安全交付金の内数として財政的支援をしっかりとやる、それから好事例集の作成等の技術的支援も行っております。

また、地域で情報を共有することで対策が促進されるということも目的として、市町村に対策箇所図などをホームページ等で公表していただいております。大体七割の市町村がやっていたのだと思います。引き続き対策の実施状況も含めて積極的な情報公開も行っていきたいと思っております。

○政府参考人(倉田潤君) 昨年五月末以降に実施いたしました緊急合同点検の結果、警察では一万九千七百七十五か所におきまして信号機の新設、歩車分離化、横断歩道の新設等の約二万六千の対策を実施する予定とっております。

この対策の進捗状況につきましては、昨年十一月末現在で既に全体の約三割に当たる約九千の対策を実施しております、今年度中に全体の約九割に当たる約二万四千の対策を実施する予定でございます。

残りの対策については、地元の合意形成を要するものや道路管理者と事業の調整を行う必要のあるものも含まれますが、いずれにせよ、関係機関との連携を密にいたしまして、早期に対策を実施するよう都道府県警察を指導してまいります所存でございます。

○委員長(相原久美子君) 谷川副大臣、質問者の質問に的確にお答えください。

○副大臣(谷川弥一君) 文部科学省では、平成二十五年度予算で、専門的見地から教育委員会や学校への対策や点検に関する指導、助言を行う通学路安全対策アドバイザーの派遣に係る経費を計上

しており、本事業により、専門家の知見を活用し、各地域における対策が早急に進むよう支援してまいりたいと思っております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

我々が対応させていただいたことをちゃんと今の政権も受け止めていただいていることに関しては感謝をします。

一方で、今それぞれの省庁言われたように、これ地域との連携が重要で、道路管理者と警察と学校側がばらばらに動いていると本当に効率的な運用ができないし、迅速な運用ができないし、必要なものが本場に整理されるのかということが課題です。

別に私は民主党が全てだとは全く思いませんが、民主党は先月に児童通学安全確保法案というのを国会に提出しています。これは、今各省庁が言われたとおり、地域に協議会をつくって、そこでそれぞれの担当者が集まって必要なものに対して事業決定すると、それに対して国が交付金を交付をするという形の法律を提出しております。是非ともこのことについても与野党協力していただきたいと思います。公安委員長、いかが認識されておられますでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 今委員の御指摘は、御党が検討されているいわゆる議員立法についての言及でございますね。

私どもも、それについては詳細はまだ承知をいたしておりませんが、あくまでも議員立法ということで、やはりこれは立法府の中で、こういった問題は与野党対決する話じゃないと思うんですね。やはりしっかりと、必要であるということならば立法府の中において対応されていくということを私は期待をいたしますし、また、そういった推移はしっかりと見守っていきたいなというふうに思っています。

○福山哲郎君 趣旨については先ほどの御答弁も含めて御理解いただいていると思いますので、それは立法府の責任だというのは御指摘のとおりだ

と思います。

少し話されるんですけど、京都市の学校のいわゆる用務員さんが、休みを返上して、実はこのぐらいの大きさの飛び出し坊やという飛び出しちゃ駄目だという板張りの板を、学校の子供たちの安全を守りたいといつてこの事故の後にボランティアで作られて、それを学校の周辺に何とか掲げたかと思ってるんですけど、今度は道路使用許可の問題だとか学校の地域の問題だとか、実はいろんな課題があるんですね。もちろん、先ほど国交省が言われたり警察が言われているように、いろんな標識の整備とかが要るんですけど、そういう自主的な取組も実は始まっておりまして、こういったことも地域の中での温かい取組ですので、是非、古屋委員長にはそういった取組があることも御理解をいただいて、何とかそういった形で地域で子供の安全が守れるように警察としても協力いただけるように御指導いただければ有り難いというふうに思います。

次、行きます。

一方で、祇園の暴走事故です。

これは実は、先ほど亀岡の亡くなられたお嬢様のお父様を私存じ上げていると言いましたが、今度はこのてんかんてんかん暴走して事故を起こした患者というか加害者がかかっていた病院の院長さんとい私はずっと懇意にしておりました、これも事故の直後この院長さんにお伺いしたところ、とにかく運転を控えるように注意をしていた。この加害者は後天的にてんかんになって、学生の時代にバイクで事故を起こして外傷性てんかんになった若者だそうで、それで、ちょっとその事故の直前は頻りに発症していたので、発作が起きていたもので、車の運転は控えるようにということを病院からは注意を何度もしていた。お姉さんが前の日に家族会議を開いて、もう車の運転はやめるようにということ、働き場所にも言おうという話をしていてやささ、次の日のこの事故だったんですね。

今回、自己申告ということの制度で罰則化にな

りました。それは私、一定理解をするんですが、実は、二〇一一年度中、免許の取消しで本人からの相談が百八十三件、家族からの相談が二百三十二件、そして免許証の今回よく言われている更新のときに自己申告をしてくれた数が二百三十三件で、実はそれぞれが二百件ずつぐらいなんですけれども、実際に交通事故を起こしてしまつて、起これば調べたら結果的にそういう病気だった、いろんなタイプの病気だったというのが三百件以上なんです。

これは、本当に自己申告が実効性が上がるかどうかというのは、罰則付けても何しても、例えば仕事がなくなくなるとか、それによって差別を受けるかもしれないみたいなことになると、なかなか自己申告しにくいという状況の中で、どうしても実効性が上がっていくのではないかと私は思っているんですが、そこについては、古屋委員長、どう考えられていますか。

○国務大臣(古屋圭司君) 委員御指摘のように、両方の考え方というのがあると思うんですね。しっかりと強制的に申告させなきゃいけない、一方でそれはちょっと影響が大き過ぎるのではないかと、その両方の考え方があるのはよく承知しております。

有識者会議を六回ほど開かせていただきました、その中で、罰則規定の感銘力というそうですね、専門用語で、ある意味で抑止力という意味だそうなんですけれども、やっぱりこういうのがあろうと、自己申告ということでも十分その効果はあるのではないかと。実際に今病状を申告をされているという、真面目に申告をされている方もたくさんいらっしゃるんです、こういった罰則規定を設けることによって更にそういった申告が増えていくのではないかと、こういう専門家の意見もございまして、我々はその意見を尊重して、こういう自己申告ということにさせていただきました。私は、日本人の精神文化というのは、ルールができるという程度ルールを守るといことがあろうと思うんですね。例えば、信号でも、赤信号で

も、恐らく歩道を渡るとき車が全く来ていなくても都会で渡りませんよね。福山さん、海外でも生活されているので、海外の方、信号守りませんよね。やっぱりそういう何か精神文化というのがあろうのかなという感じもいたします。

それともう一つ、やはり医師とそういった患者との信頼関係もしっかり醸成をして、それから、そういった不利益を被らないようにしっかりと広報活動していく、そういう総合的な戦略というのが必要だと思ふんです。まずはこの入口においてこういう形で規制をさせていただいたということなので、是非その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○福山哲郎君 私は理解をしているつもりです。ただ、実際に申告が、精神文化は私も理解をしておりますが、現実には前の改正の後にはなかなか申告が上がらなかったという実態もあります。

一方で、今回、医師による任意の届出制度を創設されましたけれども、逆に言うと、お医者さんの立場でいうと、てんかんいろいろな症状の相談をしてくれる人に、免許持っているときに、医師がいきなり公安委員会にこの人はてんかんですというように届出を本当にお医者さんがするのとか。逆に、てんかんみたいな病気の場合は医師との信頼関係が重要で、それは大臣言われたとおりです。しかし、逆にそんなことを医師が届けられるんだと思つたら、今度は逆に言うと通院しなくなる可能性もあります。

一方で、お医者さんの立場でいえば、自分が届けることによって、罰則規定ができたので、患者さんを前科者にするわけです。自分のところに来て信頼している患者さんを逆に言うところへ、これによって、あなたは申告しなかったじゃないかと、いつて前科者にするような状況でお医者さんが本当に積極的にやるのかということも考えられます。もつと言えば、お医者さんは、そういう難しい患者さんは逆に言うところと診察を回避するような状況が起こることも考えられます。

これ、本当に僕は難しいことだと思っております。

して、今回の法改正は私は第一歩だと思いますし、百点満点の制度はなかなかないので、御苦労いただいていると思いますが、例えば今議論が出ているのは、お医者さんが直接公安委員会に言っちゃうと、公安委員会から患者さんにいきなり通知が行つたら誰が言つたかすぐばれちゃうわけですね。例えば第三者機関みたいなものをつくつて、お医者さんがそこに相談をすることによって、そこにカウンセラーとか専門家とか雇用に関するような相談を受けるような人もいて、そこに患者さんが行つて、じゃ、正直に申告しようか、免許を一回諦めようかという議論ができるような状況ならば一定患者と信頼関係も消えないと思うんですけど、いきなり公安委員会にお医者さんが言つて、いきなり免許駄目ですよみたいな話になると、非常にそこはなかなか医師との信頼関係も含めて難しいと思いますし、もつとと言うと、免許のときに実際に申告しなきゃいけないという前の改正のこととお医者さん半分ぐらいしか知らないんです。今回、任意で届出するというのもどうやってお医者さんに徹底していくのか。これ、実は相当多くの課題があります。法律を作つたから、改正したからといって解決する問題ではありません。

これは大臣、御理解いただいていると思います。が、そこについて、僕時間がないのでちょっと今駆け足で御質問しましたが、御答弁いただければ。

○委員長(相原久美子君) 時間が来ておりますので、簡潔に願います。

○国務大臣(古屋圭司君) 確かに、患者と医師の信頼関係が損なわれるとか、そういう懸念です。これはよく私も分かります。ただ、ああいった痛ましい事件がありましたので、やはりある程度のルールというものはつくつていかざるを得ないという、こういう社会的な要請もあったと思います。

だからこそ、我々は、専門委員会と真摯な議論をさせていただいて、そして皆さんの意見を聞

きながらやって、やはり医者が、患者の信頼関係はもちろんですけど、一方ではお医者様がしっかりという広報というか、そういう認識も持っていた。ある意味でお医者さんの社会的責任でもあると思うんですね。患者との関係を損なわないようにして対応していくというのもお医者さんの社会的責任の一つだろうというふうに思います。

ですから、これはまず、この法律を作った稼働を始めるわけですね。そういったときの状況をしっかりと見極めて、丁寧なフォローアップというのはこれ非常に大切だと思っております。やはりまずそこから、スタートするところから始めていくということですね。

今御指摘の第三者による届出というのが、医者と第三者がどういう関係になるのかなとかいう、その辺もちょっと私、まだ詳しいことを承知をいたしておりませんので、いずれにしても、患者の情報は公安委員会に伝わるということになりますので、じゃ本当にその第三者を通じてやるということの効果とかそういったものは、ちょっと私まだよく承知をいたしておりませんので、取りあえず、その辺についてはまだ十分な検討がこれから必要なのではないかなというふうに思います。

○福山哲郎君 今後ガイドライン等を作られると思いますので、そのときには関係団体その他医師会等々とも協議をしつかりされて、丁寧に対応していただきたいと思っています。

もう一個だけで、もう時間がないので終わりたいと思います。

実は、人身事故については免許に対する行政処分が関係するので、全部都道府県で人身事故はデータベース化しているんです。ですから、人身事故の多い運転者みたいなのは把握できるんですけど、物損事故は直接免許の交付の行政処分の対象にならないので、物損についてはデータベース化していないんです。ただ、物損事故とかを含めて複数回交通事故を頻繁にやっている人の事故の蓋然性というのは高いんですね。でも、それは人

身事故じゃなくて物損事故も当然なわけで、その物損事故の複数回に対してチェックができてデータベース化をして危険運転者みたいなのが把握できるような状況をつくった方が、私は交通事故情報としてはより交通事故が減る、こういった痛ましい事件が減る可能性というのは高まるというふうに思っています。そのことに對する整備について、現状と今後の見通しについての決意をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(古屋圭司君) 簡潔にお答えいたします。

有識者懇談会でも物損事故のデータベース化、提言されています。そこで、既に都道府県警に對して、データベースの構築がなされつつあるところでごいまして、平成二十三年、十六県でデータベース化されています。現在三十三県がデータベース化で、今年度中にあと六県整備予定なので三十九県ですね。あと残り八県、これ全ての都道府県でデータベース化ができるようになります。警察としても督促をしてまいりたいというふうに思います。

○白眞勲君 ありがとうございます。

今日は、福山委員に引き続きまして、道路交通法の一部を改正する法律案につきまして質疑を行いたいと思います。

先ほど自己申告、これ今、非常に悩ましいというお話もありました。一点、ちょっと確認なんですけれども、免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の質問制度及び虚偽記載に関する罰則を整備することとなっているということなんですが、今でもその申請書の様式の中には症状を求める記載欄はあるにはあると思うんです。うその記載をした場合に、今は罰則の規定はあるのでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。

現行法におきまして、運転免許を受けようとする者又は免許証の更新を受けようとする者は、免許申請書又は更新申請書を都道府県公安委員会に提出しなければならぬこととされておりまして、その様式中に病気の症状等に関する申告欄が設けられているところでございます。しかしながら、この申告欄に虚偽の記載をすることにつきまして、当該行為を処罰する規定は設けられていないところでございます。

そこで、今回の改正により、免許を受けようとする者又は免許証の更新を受けようとする者がその病状に関する質問票に虚偽の記載をした場合における罰則を設けることとするものでございます。

○白眞勲君 ただ、その書類を役所に提出するとなると、これって虚偽記載に今でも当たるんではないんだろかなという、ちょっと疑問があったんですけど、その辺りは大丈夫なんですか。

○政府参考人(倉田潤君) 現行の刑法におきまして、いわゆる私文書につきましては、医師が作成する診断書等の一部の例外を除きまして、内容の不真正な文書を作成する行為を処罰する規定は設けられていないところでございます。

免許申請書また更新申請書は、作成名義は非公務員でございますので、その性質上、私文書に当たりますことから、病気の症状等の申告欄に虚偽の記載をしても同法の文書偽造の罪は成立しないものと認識をしております。

○白眞勲君 そこでお聞きしたいのは、恐らくここにいる委員の皆様も、あるいはもう国民全員が一つでも事故を減らしたい、そのためにどういう知恵を絞った方がいいのかということやはり皆さん考えていただける部分であって、これはもう与野党がどうこうという話ではないというふうに思うんですけれども。

そういう中で、少しでも事故を減らしたいという観点からすると、今、福山委員がおっしゃいましたように、途中から病気になる方というのもしらっしゃると思うんですが、最初からその病気があってなかなか運転ができないという方もいらっしゃるって、その方は、つまり最初に免許を取

度や運転適性指導窓口への相談であるとか、更に病状等の質問票の制度や虚偽記載に関する罰則等改正内容について周知を徹底していく。だから、三十万円払った方が結果的に免許が取れなかったというようなことが、事象が起らないように、事前の周知徹底というのは極めて大切だと思いますので、私たちも心して対応していきたいと思っております。

○白眞勲君 大臣が一発で通ったというのは本当に羨ましい……

○国務大臣(古屋圭司君) 三回目です。

○白眞勲君 三回目でしたか。三回目でも大したものでないけれども。

それはそうとして、今、教習所の入所者に対してという話をされたんですけども、要は三十万円というのはこれ先払いなんです。そうしないといふ所しないわけですから。もちろんローンの人もあるかもしれないけれども、少なくとも三十万円をまず払ってからじゃないと入ることができない。

つまり、そうであるならば、入る前に、つまりお金を払う前にある意味告知をしないといけないんじゃないのかなというのが私は感じているんです。今までは入所者に対する周知徹底、これはもちろんそれも重要、しかし、ポイントはその以前の部分、このところについてどうなのかなというのをちょっと聞きたいんですけれども。

○国務大臣(古屋圭司君) 今、最後に私答弁させていただきます。今回こういう改正になりましたので、やはり三十万円が無駄にならないようにするというためには、入られるときにしっかりその周知をしていく、極めて大切ですね。私どもとして、警察としてもそういう指導は各指定教習所に對して徹底をしてみたいと思います。

○白眞勲君 大臣、非常に重要な僕はポイントだと思っているんですね。やっぱり虚偽の申告というのを未然に防ぐということが非常に重要な部分だと思えます。

そういう中で、例えば我々、最近賃貸の不動産

を借りるときなんかに重要事項説明書というのがあって、そこに何かチェックを入れさせられたりしてサインしたりする、やっぱりそういうところじゃないと入れませんよという部分というのでも何かこれは知恵を出していただきたいなというふうに思うんですね。

その中で、これ参考人で結構でございますけれども、一定の病状等の中には大麻、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒というのが入っているということでもよろしいですね。

○政府参考人(倉田潤君) おっしゃるとおりでございます。道路交通法上、大麻、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者は運転免許の拒否、保留等の欠格事由に該当いたします。

○白眞勲君 そうすると、最近いわゆる脱法ハーブを使用して交通事故を起こしたということもありますが、これは一定の病状等に含まれるんでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。いわゆる脱法ハーブとされていた物質のうち大麻指定を受けたものにつきましては、その中毒者は大麻の中毒者として欠格事由に該当いたします。また、いわゆる脱法ハーブのうち大麻指定を受けないものを使用した者であっても、その影響により正常な運転ができないおそれがある状態の車両を運転すれば、道路交通法第六十六条、薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態の運転の禁止規定違反としまして運転免許の取消しを行うこととなります。また、そのような状態で交通事故を起こし人を死傷させれば、危険運転致死傷となりまして、取消しを行った上、長期の欠格期間を科すこととなります。

○白眞勲君 今、ちょっと私、お聞きしたいというか、確認のためにこれはきちっと議事録に残してもらいたいなということで私聞いていた部分があるんですけども、今挙げたような大麻などの中毒の場合に、今回の改正では免許の取得取消しに際してですか、再取得時の試験の一部を免除するという規定があるわけなんですけれども、こう

いった大麻などの中毒の場合にはこれは必要ないと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) 今回の改正は、一定の病状にかかっていることを理由に免許を取り消された者につきまして、本人の責めに帰すべき理由がないという特殊性に鑑み、その負担軽減を図るために免許再取得時の技能及び知識に関する試験を免除することとするものでございます。

他方、免許の取消し事由のうち、アルコール、大麻、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることにつきましては、病状とは異なり、取消し事由に該当することとなったことについて本人に一定の帰責性が認められることが一般的であるものと認識をしております。したがって、アルコール等の中毒者につきましては、一定の病状にかかっている者と同様の特殊性は認められず、試験の一部免除を行うことは適当でないことから、当該免除の対象に含めないこととしたものでございます。

○白眞勲君 その部分は非常に重要だと思っております。

それで、次に、優良運転者と一般運転者の区分の仕方について私はちょっとお聞きしたいと思っております。優良運転者、つまりゴールド免許ということで、免許証に金のモールが入るわけですね。例えば、免許取得して全く運転をしないまま、つまりペーパードライバーのまま、たしか五年以上たつと、次の更新の際にこれもゴールド免許ということですね。確認ですが、イエスかノーかで結構ですからお答えください。

○政府参考人(倉田潤君) そのとおりでございます。

○白眞勲君 私は、そのやっぱりゴールド免許自体、必要ないと言っているわけではなくて、これはドライバーの安全運転の啓発にも非常に重要な役割を私は担っていると思えます。

そういう中で疑問なのが、免許の更新の際に、

たしかゴールド免許の方は大分講習などが免除されて簡略化されているわけですね。これが矛盾なんだと思うんです。つまり、ペーパードライバーでゴールド免許の方々は講習を簡略していいものなのかどうかという部分。つまり、ペーパードライバーの方こそしっかりと講習を受けてもらわないといかぬじゃないかというふうに思うんですけれども、この辺り、大臣、どう御認識されますか。

○国務大臣(古屋圭司君) ペードラでも、本当にペードラと週に一遍ぐらい運転する方と、まあ我々はペードラと言っていましたけどペードラライバーですね、いろんな状況があると思うんですね。ですから、一概にペードラライバーというものがどういふものであるというのは評価することが非常に難しいと思うんですね。ですから、そのお気持ちは分かるんですけど、今免許証を持つていらっしゃる方、八千万人いらっしゃるの、そこをどうやって区別するかというのは非常に難しいんです。お気持ちはすごく分かりますけど、現実の対応はなかなか難しいのかなと、そんなふうに思っております。

○白眞勲君 いや、そのとおりなんです。これは悩ましいところだなと思っていて、ただやはり、ゴールド免許を私持っているんだと言っても、ずるいなというふうには思っていないように運動している人たちは思ったりする場合もあるわけ、この辺の評価のやり方というのをどういふふうに研究したらいいんだろうかというのが私はあると思うんですね。

そこで、私、ちょっと一つの提案なんですけれども、是非研究していただきたいことがあるんです。それは何かというと、最近技術の進歩で、車のキーというのは、今チップと連動して、差し込んだのがちゃんとちゃんと動いてもいいようになりまして、車のキーと免許証にある、何というのか、発信器みたいなチップ、このチップと連動することによって、本当にその人が運転したということが分かれば……(発言する者あり) 運転履

歴、そう、今やじで運転履歴というのがあったんだけれども、やっぱりそういうものが免許証に何らかの形で記録が、埋めるような仕掛けというものを付ければ私は非常に面白いのではないかなと。

つまり、どういうことかという、車の中にキー、車というのは動くときには必ず免許証その中にどこかにはあるわけなんです。免許証と車のキーと車があれば車は動かないわけですよ。だから、そういう部分における今のこのITSの発達ということと連動して、是非この辺りは研究してもらいたいなというふうに思うんですね。もちろん、複数の方が乗ったらどうなんだと。それは運転席側の顔認証やばい話ですよ、例えば、指紋で認証したっていい。いろいろな私はアイデアというのがあるわけなんです。

ですから、こういう方法について私は一度研究してみてもいいんじゃないだろうか。これは積極的にちよつとやってみようかなと思いますけど、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(古屋圭司君) 今でも市販でイモビライザーってありますよね。あれなんかは発進するときにその登録した人じゃないと動けないというのがありますが、ただ、今警察に私、イモビライザーの装着件数何件だと、こう聞いたら、実は業界団体でもデータないんですよ。だから、そういうものが本当に幅広く普及するようになってくれば、もちろん個人情報保護という観点もありますのでそういうことは考えていかなきゃいけないけれども、本当に普及をしてくればそういう取組をするというのも一つの考え方かもしれませんけど。

全く話変わりますが、例えば公職選挙法で電話が認められるようになったのは、電話の普及率が九七%以上になったときに電話による選挙運動というのが解禁されたというふうに聞いておりますので、やはりそれぐらい普及してこないとなかなか難しいのかなという感じもしますけど、確かに新しいアイデアだと思いますので、検討する価値

はあるかもしれませんが、しかし、現実ですぐ取り組むというのはなかなか難しいのかなというのが私の印象です。

○白眞勲君 大臣から、価値はあるかもしれませんがということなんですけれども、要は、何が私は申し上げたいかという、いわゆる不公平、ゴールド免許で本当に運転している人と運転していない人が気持ち的に不公平だと、そういう、その辺の次の話じゃないんですよ。いわゆるゴールド免許を持つ、あるいは本当にその人が運転して、安全運転で、何というのか、無事故無違反、そういう人という、何というんだらう、もう事故を起こさないという、違反を起さないという、もう事故を起こさないという啓発という観点からやっていくべきであるならば、九十%まで普及するまではちよつと待っていていましょうということではなくて、できるところからどんどん始めることによって、一件でも事故を減らしていくという取組が私は必要なのではないかという観点から私は御質問を申し上げたわけですね。

そういう中で、例えば無免許運転一つ取ってみてもそうなんですけれども、車のキーと連動して免許証が作動すれば、免許証がない以上少なくとも無免許運転なんてできないわけなんです。免許証不携帯になるわけですよ、普通でしたらば、そういう観点からすると、もちろんそれでも成り済ましなどとかなくとも、様々なそういうやり方がある人はいらっしゃるんじゃないけれども、ちよつとでもいいから減らしていこうじゃないかという知恵を出し合いましようという観点から、やはり研究してみたいかがですか。これは積極的にやられた方が私はいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) やはりITSをいかにうまく交通安全あるいは交通事故防止のために活用していくかという、そういう視点での御指摘だと思います。いわゆるICTですね。今、ITSというのがございますね、車の自動運転が、究極。こういった取組もその一環だと

思いますよね、交通事故を防止をさせる。そういう流れの中において、今委員が御指摘したようなことは、将来的にはそういう制度になっていくかもしれないですね。でも、やはりまだ、今すぐ、じゃ、そっちを誘導していこうという環境には残念ながらまだなっていないのかなという気がします。なので、委員の御指摘いただきましたので、しっかりと警察としても、どういう環境を整えればそういった取組がしていけるかどうかも含めて、検討はしてまいりたいと思いますよ。

○白眞勲君 大臣、そのとおりでして、要は違反の罰則の強化、これも重要かもしれない。しかし、まさに安全運転に徹しているドライバーに対しては、やっぱりしっかりとモチベーションを上げさせる施策というのが非常に重要だということふうに思うんですね。

今大臣御指摘になったITSの発達ということ、私、自転車、この後やろうかと思ったんですが、その前にちよつと私、申し上げたいことがあるんです。

今朝、食事しながらテレビ見ていたら、ゲーグルが眼鏡にPCの画面を映す機能ができたと言っているわけなんです。つまり、眼鏡みたいにしている、ここに映像、何というの、今まではPC、スマートフォンとかで手でこうやらなきゃいけなかったのが、眼鏡にそれが映るようになったこと。私は、今朝、今日の道路交通法をやったこと。私からすると、やっぱりそういう認識があったら、こんな運転しながらこういうことをやられたらたまったものじゃないよね。いや、これ本当の話ですよ。これは危ないですよ、本当に。本当に危ない。自転車でも危ないですよ、こういうの。

だから、こういったものというのは本当に走りながら考えなきゃいけないんですよ。どんどんどんどん進歩していく。二十年前に我々、携帯電話がこんなに普及するなんて誰も思わなかったわけですよ。やはり、ですから、そういった面で、受け身の態勢ではなくて、いつも新しいアンテナ

を立てながら、これの対応をどうしたらいいんだろうかというものを先回りしてどんどんしていく、そういう態勢が私は必要だということなんです。

その辺について、是非大臣の御決断と、頑張りましようということを一言言っていたきたいと思っています。

○国務大臣(古屋圭司君) 我々は、警察は、ありとあらゆる手段を講じることによって交通事故を少しでも少なくしていく、そしてその犠牲者を減らしていく、これはもう我々の使命なんです。ですから、今委員が御指摘があったそういうITSの機能を積極的に活用していくというのは、私は有力な選択肢だと思っています。今後そういう取組をしっかりとしていくべきだと思いますので、委員の御指摘も踏まえて、取れる対策というのはしっかりと我々としても検討していきたいと、こういうふうに思います。

○白眞勲君 是非、大臣、よろしくそこはお願いを申し上げます。

次に、無免許運転の、何というんでしょうね、下命及び免許証の不正取得の罰則の引上げについて質問をしたいというふうに思いますが、平成二十三年度中の交通事故全体に占める死亡事故の割合は○・六%、重傷事故の割合は六・四%ですが、無免許運転に限れば、死亡事故の場合二・六、また重傷事故の場合一五・一%に跳ね上がる、これは悪質極まりない。

そういう面で、私は今回罰則を引き上げたことは重要だと思いますし、一気に三倍にする。ところが、これは罪が重過ぎるという意見も一部にあるようなんですね。ただ、この事態の重要性というのを考えれば、私は三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金というのはそれでも軽いような感じがするんですけども、この辺りいかがでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 無免許運転に対する法定刑の罰則の引上げ幅については、銃刀の無許可の所持であるとか、あるいは医者でない者による

医業等、ほかの法令における無許可あるいは無資格行為に対する罰則とのバランスというものを勘案せざるを得ないことだと思えます。したがって、そういう結果、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金にすることとなったものであります。これは、もう委員、多分その経過はよく御承知だと思えます。

現在、酒気帯び運転に対する罰則が三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とされておりましたが、昨年中の酒気帯び運転による交通事故の死亡・重傷事故率が一・六・〇％であります。これに對して、無免許運転による交通事故の死亡・重傷事故率が一・二％なんです。これを見ますと、無免許運転に対する罰則については、酒気帯び運転に対する罰則と同等の程度にするのが客観的に見て妥当なんだろう、適当なんだろう、こういうことでこういうふうに着いたというふうな認識をいたしております。

○白眞勲 まあ、そうなんだと。ただ、もう一つちょっとポイントになるのは、免許を持ってるものの、何らかの事由で本人自身が期限が来たのを知らずにそのまま運転していた場合、これも無免許運転になると思う。これはちょっと、若干少し意味合いが違ってくる可能性があるんですけども、その辺りについてはどうなんですか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。

免許証の更新期間中に更新手続を行うことを失念をして結果として無免許運転をした者、これはいわゆる無免許運転の故意がない者でございまして、この者につきましては道路交通法において無免許運転の過失犯に対する罰則は設けられておりませんことから、処罰対象にはなりません。

○白眞勲 続きまして、自転車利用対策、自転車の対策についていろいろ聞きたいと思うんですけども、ドライバの方々にとってみると、例えば最近、本当にびくびくしているというのか、例えば夜間無灯火で交差点斜め横断する自転車とか、道路を逆方向で真ん中を走ってくる自転車とか、

はたまた最近では携帯やヘッドホンをしたまま猛スピードで車と車の間をすり抜けていく自転車など、もうこれは枚挙にいとまがない。

ですから、やっぱり啓発というのは非常に重要だなと思うんですね。ですから、一つは今回も、この中にも、施策の中にも入っていますけれども、私はもともとやっぱり白バイに追いかけてもらわなきゃいかぬなと思っているんですけども、それと同時に啓発、教育、そういったものについてももっと積極的にする必要はあるというふうに思いますが、その辺りについていかがでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 自転車の運転者に対するルールの周知徹底という趣旨での御質問だと思いますけど、やはりルール違反に対する国民の批判の声というのは今御指摘のように後を絶ちませんよね。また、自転車が関係する交通事故の約五分の三は自転車側にも何らかの法令違反が認められているんですね。だから、交通ルールの周知徹底というのは非常に重要な課題であるというふうな認識をいたしております。

そこで、自転車の交通ルールを簡単にまとめました自転車安全利用五則、こういうのを作りました。これネットでダウンロードできますので、こういった広報啓発とか、スタンタマンを使った交通事故の体現とか、シミュレーターを利用した参加・体験・実践型の交通安全教育もしておりますし、また自転車と歩行者のふくそうから重大の事故が懸念される路線等における指導の啓発の徹底等をしていくところでありまして、やはり今後とも、学校とか企業、こういった各関係者との連携を通じてしっかりとその教育あるいは啓蒙活動の徹底をしていく、極めて重要だと思っております。警察としてもそういう観点に立って対応していきたいというふうに思います。

○白眞勲 続きまして、取り締まる側の警察官の不祥事について、少しちよつと議論をさせていただきたいというふうに思うんですね。どうでしょう、例えばスピード違反で捕まった

ドライバの心理というのは、今日はついているなかつたなど、自分の起こしたことについての反省がどこまであるのかというのは疑問な場合というのが結構あるんじゃないのかな。片や、一生懸命任務をこなしている現場の警察官に対してこの恨みつらみを言ったりする、そういうふうな何か、当たるといってしまふかね、そういう場合も多いかと思うんですね。その場合にも、やっぱり尊敬されている警察官というイメージについて極めて重要なんじゃないかと私は思っております。

最近、残念ながら不祥事が非常に多くなっているという中で、せんだって古屋大臣もこの件については岡田委員の、当内閣委員会でも三月二十一日に、四つの重点項目ということの中に、昨年の八月に、ちよつと読みますけれども、十二項目から成る警察官の不祥事防止についてのプログラムを作りました、あれ、中身はすごくいいと思いますよと。私も読みました。本当に中身いいですね、あれ。

そこがポイントなんです。ここからはまた読みますけれども、それからもう一点は、やはり不祥事がありますと処分いたしますけれども、その処分は本当に厳しい処分にしていくことが必要だと思えます。今でも警察官の処分は公務員の中でもかなり厳しいですね、一番厳しいと言ってもいいかもしれませんけれども、もっと厳しくしていくということが大切だと思います。これは、警察官の幹部から一現場の警察官まで徹底してその取組をして、そういう不祥事は許さないんだという環境を醸成していくこと、このことこそが日本の警察の信頼を回復していくことにつながる、徹底してまいります、こうおっしゃっています。

私の認識というのは、これ、日本はもう警察、恐らく世界で一番じゃないかなと、このモラルの高さという部分においては、どこかの国は、何か警察官だか泥棒だか分からないようなところもあるわけですが、この国というのはそういう面で非常に高いモラルを持っているんだと思

ております。

非常に今でも厳しい、でも不祥事が続く、だからもっと厳しくするというのは、はてどうなのかというの、私ちよつと感じるところがあるんです。逆に、警察官のモチベーションを上げるような、そういう様々な改革、それがこの十二項目だと思えます、私は。ですから、そちらをまず優先にしていこうとこそが必要なんじゃないかなと思っております。

例えば、私、これ子供のころの自分の何か身の上話みたいな話なんですけれども、弟、彼は二十五で死んじゃったんですけれども、子供のころに、私と歩いていたら、後ろから自転車に洋服を引っかけられてちよつと破けたと。うちの父が、ああ、これちよつと危ないからお巡りさんに一応、何というんですか、連絡しておこうと。

そうしたら、そのお巡りさんが、その町の豆腐屋さんなんです、豆腐屋さんの何か、前は木だったじゃないですか、豆腐の何か置いておく。全部豆腐屋さんを調べて、夕方になって私の家まで来てくれて、それで、多分この人だと思いうけれども、でも注意しておきました、そういうことを一生懸命やって、うちの父親は物すごく感動していましたよ。普通は大体登録して、書類書いておしまい、ああ、そういうことがあったんですね、今度気を付けましょうねぐらいのことかもしれないけれども、そこまで一生懸命やっている現場の警察官の方、私、驚きました、子供心に、小学生のときでしたけれども。

最近も、南麻布だったかな、あれは南麻布の交差点のところに交番があるんですねけれども、私、信号待ちで待っていたら、ちよつとお巡りさんが交番の前で立っていて、子供たちの、あれは幼稚園生なのかな、制服がそんな感じの幼稚園の子供たちと引率したお母さんが歩いてきたところで、にこにしながら手を振っているんですよ。姿、これ本当に写真に撮ったらこのまま警察の広報に載せられるんじゃないかという、本当に私見えてはのはのほした。

要するに、現場の警察官が一生懸命頑張っている。しかしながら、なかなかそれを、よくやっているねというように褒めるシステムというのはどこまでできているんだろうかな。私はそう思ったこと、そういう現場の本当に地道に活動しているお巡りさんに対して、おお、よくやっているなというのをもっとと表彰して褒めて、そして彼らのモチベーションを高めていく、そういうことが一点私は必要なんじゃないのかなというふうに感じておるわけなんです。

ですから、そういう内部的にはモチベーションを上げていく、そういうものというのをもっともっと充実させていくということが必要だと思うんですけど、その辺り、古屋大臣はどうでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 御指摘のように、一言で言うと言賞必罰、これは非常に大切だと思うんです。

やはり私も国家公安委員長という立場ですから余り身内を褒めるわけにいきませんが、恐らく客観的に見て日本の警察というのは世界一だと思います。現実には、女性が一人で歩いても治安大丈夫ですし、自動販売機が何となく道沿いに深夜堂々と置いてある国って、多分先進国で日本ぐらいじゃないですかね。やっぱりそれだけ治安がしっかりしているということだと。

ただ、一方で、やはり不祥事というのがこの三年間増えまして、今、警察官の不祥事が四百五十人超えたんですよ。だから、ちょっとこれはやはり私は厳しくやらざるを得ない。だから、そういった不祥事に対しては厳しく対処するとともに、今委員が御指摘があったように、一生懸命頑張っている警察官はちゃんと褒めてやる、そしていわゆる積極的な表彰等々でそれに対する評価をしてあげる、これ非常に重要ですね。今もそういった制度はありますけれども、これからのそういった取組をしっかりやっていくように私も警察を奨励したいと思っています。

一方で、やはり私はメディアの皆さんの責任もあると思うんです。やっぱりそうやって本当に地道な活動をして表彰された現場の警察官の皆さんは、地元の新聞とかそういったところにも積極的に取り入れていただくように、私からもメディアにもいろいろお願いしたいと思っていますけど、これはもう与野党ぶつかる話じゃないですから、是非全ての立法府にかかわる人間が地元の新聞社とかそういった方にも、そういういい活動をされたことについては報道していただくような取組が同時に必要だというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、言賞必罰でやっていきたいと思っています。

○白眞勲君 もちろん言賞必罰というのは重要。ただ、今でももう既に警察は普通の公務員よりも厳しいものはあるので、より賞の方に重要視をした方が私はいい感じがいたします。

それで、今大臣御指摘があったように、メディアというものの対する働きかけ、私もこれショックを受けたことがあります。東日本大震災におけるメディアの報道ぶりというのを私も見て、私もちょっとショックを受けたところがあるんです。

これは読売新聞の二〇一一年九月の十日の朝刊に出た記事なんですけれども、震災に関する仕事ぶりや活動を評価しているものを複数回答で聞くと、自衛隊が八二%、ボランティアが七三%、消防五二%、ずつと行って警察四〇%なんです。ちなみに国会三%なんです。いずれにしても、政府は六%なんです。いずれにしても、余りにもこの評価の度合いというのは私はやっている仕事に比べて低いのではないのかなと思っただけなんです。

やっぱり自衛隊というのは目立つんですね。部隊で動く、テントを張って、普通見慣れない車が町を走る。ああ、自衛隊が来てくれたんだ。それに比べてやっぱり警察というのは、いつも庶民の近くにいて、国民の近くにいてるわけですから、その分目立たない、まあ、いつもあるから目

立たないというのもあるかもしれない。しかし、この四〇%という、やっぱり広報というものの重要性というのは私は非常に感じております。私たち、政権与党の際にも、警察の皆さんにはこの広報の重要性というのは私も度々指摘させてもらいまして、本当に現場の皆さん、一生懸命、何とか限られた予算の中、頑張ってくださいというんだなというのを感じたんです。

片や、私もこの仕事する前はメディアにおいて感じることもないんですけど、いいことやっていてというのとはなかなか伝わらないんです。特殊なことが出ると、よく言うのが、犬が人をかんだら別に報道はされませんが、人が犬をかむと報道されるという話があるように、なかなか、何かやっちゃったじゃないかと、があとと大きく出るわけなんです。

ということはどういうことかと、日ごろからメディアとのやり取りお付き合いというものも大切だと思えますし、そしてまた、何でしょうね、例えばの話ですけど、自衛隊などだと総合火力演習とか、そういったものを国民の皆さんにどう見せていくということをやっている。観閲式やってみたりする。

警察はやっているという、都道府県警察がそれぞれ立場でやっているということもあるの、なかなかトータルでできない。東京でやれば神宮で朝六時ぐらいからやって、なるべく人がいないときにやりますって言われて、いや、そうじゃないでしようかと私は言っているわけなんです。もともと人がいるときにやるようにしよう、あるいは人に来てもらうような形でやっていると、あるいは、私はそうやって知恵を出していくことも必要だと思うんですけど、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 委員のおっしゃること、そのとおりだと私も思いますが、やっぱり警察って割と真面目なところなんで、正直言って広報活動は余りうまくないですよ。やっぱりこれ

はしっかりと反省していかないと。なかなかというふうに思っています。

それで、ただ、メディアだけに頼るのではなくて、例えば地域に根差した広報活動というのは大切で、これそんなにお金掛かりませんよ。例えば、学校関係者とか地方公共団体とか自治会とか、こういった方としっかりと地に根を下ろした広報活動というのをするというのが非常に大切なんです。ただ、これちょっと手間が掛かりますので、やっぱり現場の警察官の皆様にはその広報の重要性というのを十分に認識をしていただくということも必要だと思います。

実は、話変わりますが、五月の十一日に原発のサイトで警察のSATとそれから海保のSST、特殊部隊ですね、合同訓練、メディア全部フルオープンでやったんですね。これすごく評価高かったですよ。やっぱりこういったことも、警察というのはそういう訓練もしているんだというように、重要なこととして広報活動していくという、極めて重要なことというのを改めて感じました。

○白眞勲君 もう一つ私が申し上げたいのは、やはり署内のコミュニケーション、上司と部下とのコミュニケーション、何となく、いづれも、警察の組織、私も行ったことないから分からないけど、多分なかなか上に向かっていると、何か本場のことを言えない雰囲気というのかな、そういうのはあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、私、例えばトヨタ自動車は何をやっているかという、工場の工員さんにカイゼンというところでどんどんアイデアを、例えば現場の警察官が上に、上司に上げるシステムというのをつくって、それでそれが認められた場合には、例えばこれも表彰状という感じがするというのは非常に重要、それはやっぱり何というか自分たちの今組織としての帰属意識というのにも生まれるだろうと。

あるいは、上司がやっぱり割り勘ねと言うのはなかなか難しいと思うのよ。上司がおごることによって、何というか、上司ってやっぱりあるじ

けれども、今回の道交法改正により、悪質な違反を繰り返す違反者に対する講習受講命令制度を導入するというところでございますが、その狙いと講習の内容について教えてください。

○国務大臣(吉屋圭司君) 自転車による交通事故を減少させるためには、自転車利用者に対して交通ルールを徹底をさせる、これ不可欠ですね。

警察においては、昨年十月から十二月にかけて開催させていただいた有識者懇談会でも、悪質、危険な違反行為をする自転車運転者に対して違反者の特性に応じた専門の講習を行うと、こういうことによりまして危険性を改善することが適当であるというふうに指摘をされました。

こういった情勢を踏まえまして、自転車の運転に關して悪質、危険な違反行為を反復して行なうなど、将来的に交通の危険を感じさせるおそれがあると認められる者に対しては専門の講習を命じるということができるように規定をさせていただきました。

○山谷えり子君 自転車の通行環境整備というのは重要な課題だというふうに思いますけれども、環境整備についてはどのように進めていくお考えですか。

○国務大臣(吉屋圭司君) 今委員御指摘は、環境整備というのは要するにソフト、ハード両面の整備という意味ですね。

これは、まず自転車の通行環境の整備というのは極めて重要ですから、現状は今道路が延長が約百二十万キロありますけれども、自動車及び歩行者と分離された自転車通行空間と、こういうふうに分けますと、これは三千キロです。少ないですね。

だから、今後、そういった自転車通行環境を確保するためには、やはり道路管理者等々と連携をして、限られた道路空間をいかにして再配分するかについての地元の合意形成、こういったものをまず図る。その上で、それぞれの地域のニーズ等に応じた自転車の通行空間を面的に整備をしていくということが非常に大切だと思います。

昨年十一月、警察では、国土交通省と連携をして、自転車ネットワーク計画の作成手順であるとか、自転車通行空間の設計の考え方を示したガイドラインを策定をいたしまして、都道府県警や地方公共団体に周知を図っているところでございます。

警察としては、今後、道路管理者を始め関係者と連携をして、自転車ネットワーク計画の作成であるとか、あるいは自転車レーン等の整備、一層進めてまいりたいというふうに思います。

○山谷えり子君 続きまして、ラウンドアバウトについて伺いをいたします。

今回の道路交通法の改正によりラウンドアバウトにおける交通方法に関する規定の整備ということが入っておりますけれども、その狙いについて伺いたいので、ラウンドアバウトについてもきつと皆様はちよつとイメージが湧かないと思うんですが、現在我が国にどのぐらい存在するのか、そしてこの改正によりどのようになっているのか、お教えください。

○国務大臣(古屋圭司君) 今実験的に日本でラウンドアバウトをやっています。多分二か所、ちよつとそれは調べて、後で事務方に答弁させます。

やはりこのラウンドアバウトは、委員もイギリスに視察なんか行かれますと、イギリスではありますね、ラウンドアバウト、交差点が丸になって、ぐるっと回っていく。これによって、イギリスのデータを調べましたところ、人身事故が最高で四〇％軽減されているんですね。だから、そういう意味では事故の削減に効果があります。その一方、信号待ちの時間があるんですけど、交通渋滞も避けることになる、そうすると精神的にも減らしていいんですから、結果として交通事故も減少していくという、そういう意味での効果はあるんだろうと。

今、実証実験を進めております。やっぱり大都会の交差点というよりは、地方都市で車の交通量が一定以下のところではラウンドアバウトの効果

は十分にあるものということで、今回この法律改正によりラウンドアバウトの整備を推進をしたいというふうに思っています。

○政府参考人(倉田潤君) 現在、道路が環状構造となつていてある場所でありまして車両が環状部分を一方通行に通行しているものにつきましては、全国で約百か所を把握しているところでございます。社会実験としまして、長野県飯田市東和町の所在の交差点等につきまして、数か所、社会実験を進めているというふうに承知をしております。

○山谷えり子君 ありがとうございます。

続きまして、昨日、警視庁の機動隊創設六十五周年ということで観閲式が行われたと。治安のとりででございます。

私も、日ごろ、機動隊の皆様大変に尊敬、感謝の思いを持っておりまして、先日機動隊を見させていただきましたが、高いビルから綱を伝って人を助けていくという訓練だったんですが、もうすごい、何というか、もう手袋から火花が出るような状況の中で、緊張感、集中力、チーム力で厳しい訓練をやっているのを見ておられました。

機動隊は、原発テロ対処を始めとして様々な事態に迅速的確に対処しなければならず、対処すべき事態も、もう本当に最近多様化、困難化しているわけでございますけれども、装備資機材の整備充実、この辺はどうなっておりますでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 警察では、原子力発電所に対するテロとかNBCテロ、爆発物を使用したテロ等、各種テロ対策の万全を期するため、様々な装備機材の整備充実を今図っているところでございます。

今後、その時々各種テロ情勢に見合った装備資機材の整備充実を図るとともに、装備資機材の習熟の訓練とか事案発生を想定した実践的な訓練等実施による対処能力の向上を図り、対応、対策を、万全を期していきたいと思っております。改めまして、過日も党の内閣部会長として御視察をいただいたようございまして、感謝を申し上げます。

上げます。

○山谷えり子君 先ほども、古屋国家公安委員長、五月十一日の警察と海上保安庁合同での、海保合同での原発テロ対処訓練について御言及ありましたけれども、現場で視察なさいますと、その感想と、それから今後の課題というものを、お感じになられたことをお教えください。

○国務大臣(古屋圭司君) 今回、海上保安庁の特殊部隊、SSTです、それと、今回初めて、原発は通常、銃器対策部隊が警戒に当たっています。そのほかSST、特殊部隊がございまして、これと初めて合同訓練したんですね。マスコミにも全部オープンにしました。まさかそこまで、何というんですかね、迫力のある訓練をしているって、ほとんどメディアの方は御存じなかったですね。ですから、むしろ一部では原発の施設の警備は十分ではないんじゃないかというような議論もありましたので、これはマスコミに公開をして、その訓練の厳しさというのはよく御理解いただけたと思います。

例えば、海であるテロリストが発生する場合は海上保安庁がやります。陸上に上がったときには今度、警察がやります。その連携とか、ヘリコプターも、もう天候は本当に悪かったんですけど、まあテロというのはいつ起こるか分かりませんので、その悪い天候の中でもヘリコプターが低空飛行で入ってきて、そこから特殊部隊がロープですとんと下りてすぐテロリストを捕捉をする。あるいは、船から降りて陸上に逃げていったテロリストは銃器対策部隊とSSTが挟み打ちにして、そして警視庁の警察大部隊も動員をしてその捕捉をするなど、実践を想定した取組をして、私は非常に効果があったと思います。

今後の課題ということで御指摘いただきましたけれども、警察庁と海上保安庁、それから自衛隊と警察、こういうのは訓練をしておりますが、実は三者が合同でまだ訓練したことないんですね。ですから、海上保安庁のSST、それから警察庁のSST、それから自衛隊、この三者が合同訓練

をするということも必要だと思えます。そして、そういう取組をしているということを広く国民の皆様にも知っていただくために、今閣僚大臣と協力をして相談をしながら、この三者の合同訓練についても近々に実施していくという方向で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○山谷えり子君 是非、装備資機材の整備、そして三者合同訓練を含む様々な訓練によって危機管理、レベルアップを図っていただきたいというふうに思います。

続きまして、原子力規制庁が三月四日、核セキュリティに関する検討会を立ち上げて、個人の信頼性確認制度をどうするべきかということを検討課題としていっているというふうに聞いております。

実は、原子力発電所の作業員、外国では非常に身元確認というのが厳しくて、例えば住所歴、職歴、学歴、犯罪歴、病歴、例えばアルコールとか薬物依存等々、それからお金の貸し借りどのくらいあるかと渡航歴とか、非常に厳しく調べ、申請するということなんですね。日本の場合には免許証だけということになっております。

これに対して、一九九九年、IAEAは初めてきちんともつと身元確認ちゃんとしろと勧告したわけです。それにもかかわらず日本は何も動かなかったもので、ついに二〇一一年に、国がもつとリーダーシップを持ってこの確認制度をつくるべしというふうに言われてしまっているわけでございますけれども、これ、どのように検討していつ、スケジュール感あるいは中身、教えてくださいますか。

○政府参考人(黒木慶英君) 現状、原子力発電所に立ち入る者につきましては、御指摘のとおりでございます。事業者が身分証明書等の確認で本人確認を実施するとともに、例えば、変なものを持ち込まないかといった、そういう観点からも厳格な出入管理を行っているところであります。

他方、原子力発電所に立ち入る者に対する個人の信頼性確認制度につきましては、主要な原子力利用国が制度を採用しております。かつIAEAの勧

告で求められている、さらに、我が国も原子力委員会の下で検討をなされまして、導入に向けて検討すべしといった形の報告書も出ておるといった状況でございます。率直に申し上げまして、我が国において同制度の導入に至っていないということ、導入に向けて鋭意検討を進めていかなくさいいけないというふうな状況になっております。

原子力規制委員会としては、核セキリティーに関する諸課題に対応するために、先ほど御指摘がありましたような形の検討会を立ち上げております。この検討会におきまして、個人の信頼性確認制度の導入を当面の検討課題として掲げて検討していくつもりにいたしております。

問題は実はたくさんありまして、プライバシーの問題から始まりまして、実効性の問題、実際のところ、外国におきましてはこういう制度は極めて一般的に導入されておりますが、我が国においてはこういう制度というのは一般的には導入されておられません。そういった、一種、法文化の違いみたいなものもございます。そういったいろいろな課題が実は山積しておる状況でございます。今の現段階において具体的な検討の方向性であるとかスケジュールを示せるという段階ではございません。

いずれにしても、今後、警察等の関係機関と連携を取りつつ検討を進めてまいる所存でございます。以上でございます。

○山谷えり子君 核セキリティーの国際会議のたびに日本は指摘されているわけですし、ほかの国々がやっているのに日本だけがやっていないという異常な状態でありまして、せっかく検討会を立ち上げたわけでございますから、きちんと出口、明確にしたいだきたいというふうに思っています。

最後に、戦没者遺骨の帰還を進めるということは私たちの大切な務めだというふうに思っております。

自民党の方では、戦没者遺骨帰還に関する特命委員会を立ち上げております。私、副委員長をしております。政府の方でも、衛藤晟一総理補佐官が議長になられまして、硫黄島からの遺骨帰還推進に関する関係省庁会議というのを三月二十一日、設置されました。四月十四日には、私も一緒に参りましたが、安倍総理自らが硫黄島の遺骨収集の現場を視察、そしてまた滑走路の下のような探索のリーダーの状況なども御覧になられたところでございますけれども、海外での戦没者二百四十万人中、未帰還が百十三万人という状況でございますけれども、政府の基本方針をお教えください。

○政府参考人(泉真君) 戦没者の御遺骨の帰還、これはもう国の責務でございます。全力で進めることが必要というふうに考えてございます。

委員御指摘のとおり、海外の戦没者約二百四十万人でございますが、そのうちいまだに約百十三万柱の御遺骨が帰還されていないというのが現状でございます。

戦後六十七年を経過いたしました、御遺骨についての情報もだんだん少なくなっているという状況でございますが、これについては引き続き情報収集に努め、そして円滑な帰還が進みますように、一柱でも多くの御遺骨が帰還できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○山谷えり子君 自民党の特命委員会ではいろいろ資料等々を出していただきながら意見交換をされているところなんです。東部ニューギニア、ビスマルク、ソロモン諸島、サイパン、テナンなどは厳しいうちでも進んでいるというように地域ごとに見られすけれども、今後はどのような状況が見られるかは、なぜその東部ニューギニア、ビスマルク、ソロモン諸島、サイパン、テナンなどがそれなりに成果が出ているのかという分析などを教えてください。

○政府参考人(泉真君) 戦没者の御遺骨の帰還について、これまでも、それぞれの地域で戦闘行為

に参加された方々からの情報、あるいは現地の政府あるいは地域の方々からの情報、そういうものに基づいて、何といいますか、確度の高い情報があれば帰還に参るということで努めてきているところでございます。

それから、ただ、時間の経過とともに情報がだんだん少なくなっているということもございまして、民間団体の協力を得まして、情報収集を行うための海外未送還遺骨情報収集事業、民間団体に国から委託してということをしております。委員御指摘のございました東部ニューギニアについては平成十八年度から、それからビスマルク諸島、ソロモン諸島は十九年度からこの事業により情報収集をやっております。それ以前に比べて情報が少し増えてきたかな、それによって帰還も進んできているかなというふうな状況もございします。

とにかく相手国の状況によって、中には非常に治安が悪かったり、あるいは国によっては内戦状態にあったり、いろいろな状況もあって、非常に地域それぞれによって難しいところもございします。こういった事業も一つの進め方として、こういった取組も含めて情報収集には引き続き努めてまいりたいと思っております。

○山谷えり子君 硫黄島における遺骨帰還の推進でございますが、関係省庁会議をつくったと。どのように推進していくというお考えですか。

○政府参考人(泉真君) 硫黄島でございますが、戦没者は約二万二千人でございます。ただ、まだ半数以上の御遺骨が未帰還というのが現状でございます。

硫黄島は、先ほども委員からも御指摘がございました。硫黄島からの遺骨帰還推進に関する関係省庁会議、これを三月に設置いたしました。二十五年、今年度の取組といたしましては、まだ未発見のことが幾つもあるだろうということ、そのように発見するためのいろいろな調査、それから遺骨帰還団、これはもう通年的に派遣をいたしまして遺骨の収容を実施するということの二十五

年度の取組方針というものをその三月の会議で決めたところでございます。

これについては、今後とも、厚生労働省だけではなくいろいろな難しい問題ございます。防衛省その他関係省庁の御協力をいただき、しっかりと連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○山谷えり子君 本日に硫黄島は、名前のとおり硫黄の煙がぶしゅぶしゅ出てそのにおいがして、一年間に二十五センチ隆起しているという島で、大変困難なことは分かります。その中で、戦中、本日に栗林中将を司令官とする皆様が地下ごうを十八キロにわたって掘られて、私たちもその中を四つんばいになって入ったわけでございますが、最期、栗林中将は「国の為重きつとめを果たし得て矢弾尽き果て散るを悲しき」と辞世をお詠みになられたわけです。そしてまた、戦後五十年たつて天皇皇后両陛下が鎮魂、慰霊で硫黄島にいらっしゃられまして、天皇陛下は「精霊を込め戦ひし人未だ地下に眠りて島は悲しき」と御製をお詠みになられました。そして、皇后様は「銀ネムの木木茂りあるこの島に五十年眠るみ魂かなしき」と、まるで栗林中将に呼応されるかのように御製と御歌を歌われたわけでございます。

本日に一日も早く、本日に御遺骨の御帰還、国を挙げて、私たちも協力いたします、なしていただきたいと思っております。

以上です。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。今回の道交法の一部を改正する法律案につきましては、一昨年の栃木県の鹿沼の自動車事故をきっかけに、遺族の方また被害者の方の思い、また署名などの運動もありまして今日に至っております。その遺族の方の思いを感じますと、本日に大事な改正であるというふうに思っております。その意味で、私自身もこれは賛成でございます。その賛成ということを前提に置きながら、幾つか確認したいこともあります。それは、一定の病氣等に係る運転者対策について確認させていただき

たいと思っております。

まず、道交法の施行令の第三十三条の二の三に定める一定の病氣、この一定の病氣についての、十指定されているんでしょうか、まずその根拠を確認させていただきたいと思えます。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。

道路交通法施行令第三十三条の二の三におきましては、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病氣として、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、躁うつ病、重度の眠気を呈する睡眠障害のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある病氣を呈する病氣が定められております。

これらの病氣につきましては、例えば幻覚、妄想、興奮等の症状や発作による意識障害、運動障害が運転中に生じた場合には、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなることから、これらの症状を呈する場合には運転免許の拒否、取消し等の事由とされているところでございます。

したがって、発作が再発するおそれがないなど、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがない病氣の方につきましては、免許の拒否等の対象とはしていないところでございます。

○谷合正明君 今の御説明の中で取り上げられていない病氣について、何というんですか、取り上げられた疾病と取り上げられていない疾病というのは、やはり事故率が異なるのか、そのような統計というんですか、科学的な何かデータというのがあるのでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) 現在、道路交通法施行令におきましては、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる病氣を呈することのある病氣のうち、医学的に病氣としての概念が定着しているものを掲げているところでございます。

同施行令におきましては、これらの病氣のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、

判断又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある病氣を呈する病氣を包括的に免許の拒否等の対象として規定しているところでございまして、特定の病氣のみではなく、その症状に着目して免許の可否を判断しているところでございます。

なお、運転免許を受けた者のうち一定の病氣にかかっている者の人数が把握できないため、疾病別の交通事故の発生率等の統計資料は把握してございません。

○谷合正明君 そこで、大臣にお伺いしたいんですが、今回の改正というのが新たな差別を生んではならないわけです。例えば、一定の病氣を持つ方イコール、何となく報道で、自分の病氣を隠して運転免許を取得するとか、そしてそれは危険な運転だと、このイコールで全てが結び付いてしまふというような風潮が生まれてはならないというふうに思っているわけではございまして、何というんですか、新たな差別が生まれないような取組について、これは警察庁としてどのようにこの対策を講じていくのかについて伺いたいと思えます。

○国務大臣(古屋圭司君) そもそも今回の法案改正に当たっては、やはり鹿沼のあの痛ましい事故等々がありまして、やはりその原因が運転者が免許証申請時に自分の病氣を正しく申告をしなかったというところに原因があったわけですね。

そういう意味では、自分の病氣について虚偽の回答をした者に対しては罰則を設けて、正しい回答というのを何とか担保していこうじゃないかという狙いがあるわけでありまして、だから、現状でも自分の病氣を正しく申告をしていらっしゃる方、すごくたくさんいらっしゃるんですね。だから、そういった方々との公平性というんですかね、こういった観点からも虚偽の回答をした者に対する罰則を設けるのが適当だろうと。これは有識者懇談会でもそういうアドバイスをいただいたところでございます。

実際、法の施行に当たっては、そういった一定の病氣等に起因する事故を防ぐということが何よ

りも大切でございますので、自己の病氣を正しく申告をしていただく必要性があるんですよということとを正しく広報する、啓蒙活動する。そして、この法案の趣旨ですね、趣旨をしっかりと理解していただくということが何よりも大切でございますので、そういった取組はしっかりとしていきたいというふうに思います。今委員が御懸念をされるようなことが起きないように、警察としても万全を期して対応してまいりたいというふうに思っております。

○谷合正明君 正しく申請、申告していただくということが大事であると思うんですが、今回、医師による任意の届出制を設けることによりまして、一定の病氣等に該当する方が公安委員会への届出を恐れて医師による治療を受けなくなること、かえって潜在化するというような懸念というのはないでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。この度の道路交通法改正は、一昨年の四月、栃木県鹿沼市におきまして児童六人がお亡くなりになった大変痛ましい交通事故の発生等を受け、そのような悲惨な事故を防止するために、必要な情報を的確に把握する方策を整備するものでございます。

この点、医師による届出を義務化いたしますと御指摘のようなケースが増えるおそれがあることから、任意規定にとどめて、医師と患者との信頼関係に配慮したところでございます。今後、医師と患者との信頼関係が保たれるよう、届出を行うべき場合やその手続を定めた自主的なガイドラインを医師団体等に作成していただくこととしていくところでございます。

なお、今回の法改正は、病氣の症状に関する免許の可否基準を変更するものではなく、現在治療により症状が抑えられている方は改正後も引き続き免許を保有することが可能でございます。また、一定の病氣を理由に免許を取り消された方が一定期間内に免許を再取得しようとする場合には運転免許試験の一部を免除する規定も改正案に盛り

り込んでおりまして、その負担軽減にも配慮したところでございます。

警察といたしましては、今回の法改正の趣旨を正確に御理解いただきますとともに、治療の重要性等についても十分な周知が図られるよう、関係機関等と連携して取り組んでまいります。

○谷合正明君 それで、大臣、医師と患者との信頼関係が大事だと、それはそうなんですけれども、もう一つ、患者というのか、てんかんの方が要望されるのは、相談体制をしっかりとしたいというところなんです。平成二十三年中の一定の病氣等による免許の取消し等の処分件数のうち、本人及び家族からの相談を端緒とするものというのが二四％あります。交通事故を端緒とするものについては一七・三％ありますので、前者の方が数字的には大きいわけですね。

警察に運転適性相談窓口というのがあると思えますが、そこで、今回の法改正を機に、相談窓口の周知であるとか体制の整備であるとか、あるいは関係団体との連携ですね、免許を、車が運転できなくなるといったときに、じゃどうするんだとか、それが仕事上どのような影響があるのか、様々なことで一人で悩んで、そういうことをさせてはいけないと思うんですね。

ですから、今ある運転適性相談窓口の機能強化というんですか、体制についての大臣の今後これからの見解について伺いたいと思えます。

○国務大臣(古屋圭司君) 委員御指摘のように、運転適性相談窓口は今、各都道府県警の運転免許センターに設置しています。免許を受けようとする方からいろいろな相談を受けています。

この運転適性相談については、やはり警察庁や都道府県警のホームページへの記載はもちろんのこと、運転免許センターへのポスターの掲示だとか、あるいは自動車の教習所、こういったところにリーフレットをしっかりと配布をして周知徹底を図ると、これが大切ですね。関係機関であるとか患者の団体の方々に対しても、必要に応じ周知の

徹底を依頼をしているところですが。やっぱりこれは徹底していく必要があると思います。

今、現状では、一定の病気に係る運転適性相談は平成二十三年が二万七千件、平成二十四年が三万九千件と、その相談件数は増加しておりますので、やはり運転適性相談は本人や家族からの相談にきめ細かく対応していかないとはいえません。そういう意味では非常に重要でございまして、今回こういう形で法律が改正をされましたので、相談の一層の周知、それとやはりプライバシー保護など職員に対する指導教養を含めた体制の整備、そして医師とか患者団体との連携の強化、こういった総合的な対応をしていくことが大切だと思っておりますので、そういった方向で充実をしていくように、警察をしっかり指導してまいりたいというふうに思います。

○谷合正明君 極めて、大臣、大事なことを言われたと思います。特にプライバシーの配慮ですとか職員に対する指導ですとか、これ大事だと思っておりますので、相談しやすい環境をつくっていくと、場があるだけじゃどうにもなりませんから、やはり本当にきめ細やかな対応をしていただきたいと思えます。

最後に、ちよつと通告もしていませんが、要望だけですけども、車社会ですよ、今、高齢者あるいは障害者、病気の人もやっぱり車を使って移動するということはあるわけでして、ただ、高齢者でも自主返納とか、免許を自主返納する中で、やはり公共交通体系とか、これ極めて重要な観点になるんですね。特に、都会と地方で全く公共交通の度合いが違います。都心では、例えば車がなくても移動できますよね。一家に一台ない、統計上〇・何台ですよ。一、二台ですよ。二台とか三台とかですよ、一、二台ですよ。何というか、今回、特に地方ですね、車社会になつていく中で、しっかりと、対症療法的に法改正というのはこれは大事だと思いますけれども、いざ車がなくても生活ができるという環境をつ

くつていかないとやはり無理が生じるんじゃないかなと思っております。

これは警察だけじゃなくて国土交通省とも連携してやっていく話だと思いますので、是非、関係機関と連携していただいて、大臣の方からも例えば国土交通大臣にしっかりと要請していただくとか、これ、自転車道の環境もそうだと思うんですね。この辺り、しっかりと警察の方からも訴えていただきたいと要望させていただきます。一言、何かあればお願いいたします。

○国務大臣(古屋圭司君) 確かに地方は車がないと生活できないですからね。東京は〇・二台ですけど、地方では一、二台で三台ぐらい持っている方々、それはぜひたくで持っているんじゃないんです、それはざるを得ないから持っているんであって、やはりそういった状況にしっかりと対応していく必要がありますね。

これは、もう警察だけではなくても限界です。今、御指摘があった国土交通省だけではなくて、総務省であるとか厚生労働省であるとか、あらゆる官庁の協力と、それから官だけではなくて民の協力が極めて大切ですね。それ以外にも、例えばNPOだとかそういう市民団体の皆様の協働というのが不可欠だと思えます。そういった空気を醸成をしていく、環境を醸成をしていく作業も大切だと思えます。私も警察としても、そういう取組をお願いしてまいりたいと思えますが、逆に委員におかれましては、御党の方でもそういう取組をしっかりと広めていただくと、うな、啓蒙活動を含めた対応をしていただくようにお願いしたいと思えます。

○谷合正明君 要望を逆に承りまして、質問を終わりたいと思えます。

○米長晴信君 みんなの党の米長晴信です。ありがとうございます。

もう質問、五人目ということで、幾つかかぶる質問もありますけれども、若干質問、微妙に変えながら質問させていただきます。

改めて、基本的な質問で、今回の法改正のう

ち、一定の病気に係る運転者対策という部分の改正、これについての改正のきっかけ及び背景を教えてくださいたいと思えます。

○国務大臣(古屋圭司君) 今回の改正は、もう委員も御承知のとおり、一昨年の四月、鹿沼市において六人の小さな児童が亡くなりました。大変痛ましい事故ですね。こういったような事故、悲惨な事故を防止するために、今回、有識者の意見も相当積極的に聞いてまいりました。

そこで、結果が、一定の病気に係る運転免許制度の在り方について、こういった形で規制をしようということに至ったわけでございまして、運転者が意識障害を伴う発作を起こす持病を持っていたにもかかわらず、これを申告をしないで車を運転をして、そしてその免許の更新もしていたということなんです。ですから、こういった一定の病気ににかかっている方々を的確に把握をして所要の措置を講じることにより、このような病気による事故の防止を図るための規定を整備をしたということでございます。これが趣旨でございます。

○米長晴信君 今大臣御指摘のように、実際に悲惨な事故が起きておりますし、そういったものを未然に防いでいかなければいけない。今までの遺族の方でも、まだまだ法の整備が不足で納得していなかったところがある反面、特定の疾患を持っている人たちがたくさんいますけれども、その中には運転可能な人もいます。先ほど谷合さんからの指摘もありましたけれども、田舎、私の地元のようなところはほとんど車社会で、公共交通機関も相当衰退をしております。生活そのものが車がないとできない。あるいは、就職をする要件が運転免許証の所持ですとか、あるいは身分証明書としての運転免許証というものもありますし、取れるものなら取りたいという、そういった運転不安な方が免許を取りたいという気持ちと、一方で尊重しなきゃいけないという側面もあって、非常にこの法律はそういった二つの面を有する重要な法案だと思いますけれども、

も。

ちなみに、今話題のあったてんかんの患者、一昔前はてんかんというだけで免許を取得できなかったという期間もあったかに思いますけれども、その辺の経緯を教えてくださいませんか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。

平成十三年改正前の道路交通法におきましては、てんかんにかかっていることは絶対的欠格事由とされておりました。てんかんにかかっている方は運転免許を受けることができないこととされておりました。このような障害者に係る欠格事項につきましては、平成十一年八月の障害者施策推進本部決定におきまして、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう、対象となる全ての制度について見直しを行うこととされたところでございます。

そこで、当該決定を踏まえまして、平成十三年に道路交通法を改正をいたしました。てんかん等の病名による絶対的欠格事由を廃止し、病状により免許の拒否、取消し等ができる相対的欠格事由として、免許を受けようとする者ごとに自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを見極めることとしたところでございます。これによりまして、てんかん等の一定の病気ににかかっている方でありまして、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある症状を呈しない方につきましては運転免許を受けることができることとされていくところでございます。

○米長晴信君 私、これ調べていて、意外に、感覚的ですけど、多いなと思ったのは、統計的に見て百人に一人、実はてんかんの症状を持ち得るという中で、その人たちが全員でてんかんというだけで免許を取れなかったのが、実は寝ている間だけしかそういう症状が起きないとか、運転に全く支障がない人たちがいるということがあって、法改正でてんかん症状を持っている人でも免許を取得できるという人たちに門戸が開かれて今に至る。

ただ、一方で、一昨年の事故が起きたわけですが、

けど、改めて、もう既にこの議論の中で出てきましたけど、一昨年の事故はてんかんを持っていたことが問題なのか、あるいはてんかんを申告していなかったのが問題だったのか。これは判決も出ている事故だと思えますので、改めて説明をお願いします。

○政府参考人(倉田潤君) お尋ねの事故は、一昨年四月に栃木県鹿沼市で発生した事故かと承知しておりますが、この事故は、平成二十三年四月、栃木県鹿沼市内において大型クレーン車を運転していた男性が通学途中の小学生をはね、六名の児童が亡くなった交通事故であると承知をしております。

本件交通事故は、大型クレーン車を運転していた男性が持病であるてんかん発作を発症して意識を喪失させたことが原因となったものと承知をしております。運転者につきましては、宇都宮地方裁判所において自動車運転過失致死罪で懲役七年の実刑判決を受け、確定しているものと承知をしております。

○米長晴信君 要するに、てんかんか否かということは、てんかんでも免許取得を実際にできる人には門戸を開けたということで、今回の事故は運転すべきでないというてんかんの症状を持っていた方が起こした事故だと今の説明にありましたけれども、要するにこれは、病氣有るか否かじゃなくて、本人が免許を取得すべきでない症状にもかかわらず未申告だったというふうな、むしろどちらかというと、病氣を持っているか否かというよりもモラルの問題だというふうに思いますけれども。

これはもう一つ基本的な質問で、一定の病氣等と、十個ぐらいあると思いますけど、これの範囲を改めて教えてください。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。

道路交通法におきましては、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病氣にかかっている者、認知症である者、及びアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者につきま

ては、運転免許の拒否、取消し等の対象とされております。

この自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病氣につきましては、道路交通法施行令におきまして、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、躁うつ病、重度の眠気を呈する睡眠障害のほか、自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病氣が定められているところでございます。

これら一定の病名に該当することをもって直ちに免許の拒否、取消し等の対象となるのではなく、そのうち一定の症状を呈するものに限って対象としているところでございます。例えば、発作が再発するおそれがない等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないものにつきましては、免許の拒否、取消し等の対象とはされていません。

○米長晴信君 今挙げていただいたものは、必ずしも疾病だけじゃなくて、特定の薬物等による中毒も含まれておりますけれども、これ十項目、今法の中で規定されておりますけれども、例えばイギリスなんかでは、免許取得に申告の義務のある、そういった病氣等が百五十三件ある、日本は一方で十件と。我が国において運転免許取得するのに問題があり得るというのは、逆に言えばこの十件だけですか、ほかにもあり得るんですか。

○政府参考人(倉田潤君) 現在、道路交通法施行令におきましては、先ほど申し上げましたとおり、統合失調症やてんかん等の具体的な病名のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病氣として包括的に免許の拒否等の対象として規定しているところでございます。

したがいまして、特定の病氣に限られるものではなく、またそのような症状を呈するかどうかに着目して免許の可否を判断しているところでございます。

○米長晴信君 やや曖昧な御答弁でしたけれども、要するに今取りあえずこの十項目に絞ったけれども、そのほかにもあると思うんですけれども。

この十個に絞った何か、例えば医学的や科学的な根拠でこの十項目に決めたのか、あるいは過去に遡ってこの十項目に該当する人の事故の件数がほかに比べて多かったのかと、その辺の、この十項目に絞った線引きというのがあれば教えてください。

○政府参考人(倉田潤君) 現在、道路交通法施行令におきましては、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる症状を呈することがある病氣のうち、医学的に病氣としての概念が定着しているものを掲げているところでございます。

なお、運転免許を受けた者のうち一定の病氣にかかっている者の人数が把握することができまざるので、疾病別の交通事故の発生率等の統計資料は把握をしております。

○米長晴信君 把握していないけど把握できたもの十項目という御答弁なのか、ちよつとはつきり分かりませんでしたが。

じゃ、例えば、疾病等というのはこの十項目ですけれど、それ以外に飲酒というものがあつて、それはまた別に、飲酒による運転というのは別に禁止をしているわけですが、例えば件数でいいますと、今回話題となつててんかんの患者によります人身事故の件数と飲酒の事故による件数、これ件数比較がどうなっていますでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。昨年中のてんかん発作による交通事故の発生件数は六十三件、うち死亡事故は二件ございまして、運転者の死者数は二人、運転者以外の死者数は七人となっております。また、昨年中の飲酒による交通事故の発生件数は四千六百三十三件、うち死亡事故は二百五十六件ございまして、運転者の死者数は百六十二人、運転者以外の死者数は百七人となっております。

○米長晴信君 二桁違うと。恐らく、疾病でこの十項目というの飲酒に比べるとぐつと少ないと思うんですけれども、要するにこの法律は、どういった病氣にかかっているかとかということをクリックアップすると特定の偏見みたいなものが生まれる可能性があるし、飲酒して運転するというのがモラルの問題の方がむしろ大きいんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味では、魔女狩りじゃないですけど、この疾病にかかっていたか否かということだけにクリックアップされがちなおそれもありまして、先ほど指摘もありましたけれども、医師による相談を、こういった法律でこの人たちは罰則強化することになると、やはり医師への相談もちゅうちよするんじゃないか、ましてや、任意とはいえ医師からの申告の規定が入りますと、医師もやはり守秘義務をめぐって医師自身のモラル、あるいはその結果事故に至らしめるということも、医師の皆さんも申告しようかどうかということとを迷う。患者を取るか、そういった事故の未然に防止することというふうな、そんな葛藤もあるうかと思っております。

この辺について、大臣、そういった差別や偏見、助長するようなことに対する対策ですとか、あるいは今言ったように、医師そのものの対応、あるいは患者と医師の関係、そういったものをこの法律の適用とか運用の面についてどのようにお考えか。

○国務大臣(古屋圭司君) やはり患者さんとお医者さんの信頼関係というのは非常に重要ですよ、ね、そういう意味では。だから、まずそういった届出を行うべき場合などの自主的なガイドライン、これをしっかりとお医者さんが作っていたら、そしてそれを基によく説明をして、患者さんとの信頼関係を保っていくということが大切なんでしょうね。

今回の改正は、病氣の症状に関する免許の可否基準を変更するものではないんですね。現在治療により症状が抑えられている方は、改正後も引き

続き車の運転はできる、免許は保有することが可能になっているんです。ですから、そういったちよつと誤解というか、そういったものはしっかり解いていく必要があります。

そのためには、やはり今回の法改正に当たってその法律の趣旨をしつかり正確に理解していただくということ、それからやっぱり治療の重要性というんですか、これは医師のサイドだと思いませんか、治療の重要性について十分に周知をして、そして認識をいただくことによって、今委員が御指摘のそういった懸念が生じないように取り組んでいく。これは警察だけではなくて、医者あるいは医師会あるいは関係団体がしっかりとそういう連携をして取り組んでいくことが何よりも大切だということに思っております。

○米長晴信君 この法律で、例えば逆に緩和といいますが、規制強化するだけじゃなくて緩和する部分も盛り込まれていると思えますけれども、例えば、一旦免許を病気が理由で停止したけれども治療ですばり回復するということもあり得ると。そのときの再取得についてこの法律で緩和されているというふうな把握しておりますけれども、その辺の説明もお願いいたします。

○政府参考人(倉田潤君) 今おっしゃられましたように、一定の病気の症状を理由として取り消された方でありまして、免許を再取得する際につきましては、その負担軽減を図る趣旨から、運転免許試験の技能及び学科について一部免除するという措置をとることによりまして、正確な正しい申告を促すことを狙いとした措置をとっているところでございます。

○米長晴信君 ありがとうございます。いずれにしても、重大な結果をもたらし得る環境での運転、これをきっちり申告をしてもらってしっかりと対処していただくという部分と、そういったものにさらされて職を失うとか偏見を受けるとかいうことのモラル面のリスクがないように、その両立を是非取り組んでいただきたいというところをお願いしまして、質問を終わらせてい

ただきます。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお願

います。まず、道交法についての運転免許の申請、免許証の更新時における一定の病気等に関する申告についてであります。有識者検討会は、病気を理由とした差別を助長するおそれが生じないようにするため、現行様式と同様、特定の病名を記載せずにいくつかの症状を定めた申告書式に記載する方式を取ることが適当であると提言するとともに、虚偽申告に対する罰則の整備を前提として、いたずらに処罰対象が広がることのないよう、申告様式の内容を工夫することが必要であると提言しています。

今回の改正案では、現在の運転免許申請書の裏面にある病気の症状等申告欄を独立した質問票とすることとしていますが、質問票について具体的にどのような内容とするのか、お示しください。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。現状の病気の症状等申告欄では、特定の病名を記載せず、意識を失ったことがある場合など、申告者が自覚している症状等を申告していただく様式としていただいております。

今回の法改正に基づく質問票の様式につきましても、現状の様式を前提としつつも、有識者検討会の提言等も踏まえ、イエス・ノー方式としたり、あるいは申告の対象となる期間を明示するなど、より分かりやすく適切なものに改めることを検討しております。今後、関係学会等の意見を聞きながら策定してまいります。

○糸数慶子君 平成二十三年度中の一定の病気等による運転免許の取消し等処分件数を見ますと、認知症については、家族からの相談及び必要の時適性検査を端緒とするものが約七割を占めている一方、本人からの相談及び免許証更新等における病状申告を端緒とするものは僅か一%にすぎません。

認知症の患者に病状の認識を問うのは相当困難であり、質問への虚偽回答に対し罰則を設けても

実効性は乏しいのではないのでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君) 認知症に対する御質問ということ、今高齢化社会ですから、認知症というのは交通安全の確保からも極めて重要な問題と私も認識しています。

ただ、相対的欠格事由の中には認知症入っているけれども、認知症の方は必ずしも病識があるとは言えないんですね。したがって、症状についての申告は余り期待できないのではないかというふうな考えられます。

認知症にかかっている者による交通事故を防止するためには、やっぱり免許証の更新期間が満了する日に年齢が満七十五歳以上の方については、記憶力及び判断力といった認知機能に関する認知機能検査の受検を現在でも義務付けているところでございますけれども、やはり家族からの相談について周知するなど対応の強化を図っておりますが、交通取締りその他の警察活動を通じて把握にも努めていかなければいけないというふうな承知をいたしております。

今回の法改正による医師からの届出も併せ、認知症の者の確な把握のための方策というものを総合的に推進をするということが大切でありまして、その視点に立つて今警察を指導してまいりたいと思っております。

なお、自動車等の運転に不安を覚える高齢者が運転免許の自主返納をしやすい、そういった環境の整備についても警察にしっかりと指導してまいりたいというふうに思います。

○糸数慶子君 次に、警察庁交通局の調査によりまして、フランス、ドイツ、オランダでは運転免許申請時において当局が必要と認める者に対して一定の病気等に係る診断書提出義務を課しつつも、虚偽申告等に対する罰則はありません。また、一定の病気等に係る運転者等について医師の通報義務がなく、患者等の同意がある場合に通報が可能となっております。

一定の病気の患者の立場からいえば、これらの国の制度は今回の法改正案よりも穏当であり、我

が国でも検討すべきではないでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。

昨今、多数の死傷者を伴う交通事故が発生し、その運転者が免許証更新時に自己の症状を正しく申告していなかったことが判明したことから、御指摘の国を含め各国の制度も参考としつつ、我が国において一定の病気等に該当する者を的確に把握する方策について検討を行ったものでございます。

その方策には様々なものがあり、御指摘の国においては虚偽申告に対する罰則はございませんが、診断書の提出義務を課しているところがございます。他方、我が国においては、診断書の提出義務につきましては、運転免許申請者に対する負担の問題や、一人の医師によって専門的な診断を下すことはなかなか困難であり、実効性を伴わないおそれがあることなどから、今回制度の導入は行わず、虚偽申告に対する罰則を導入したところでございます。医師の届出につきましても、医師と患者との信頼関係が確保できるよう任意の制度にとどめたところでございます。

イギリスやアメリカなどにおきまして虚偽申告に罰則が設けられていることに鑑みれば、国際的に見ても総じて穏当な制度ではないかと考えているところでございます。

○糸数慶子君 次に、警察庁の交通局の調査によりますと、海外の運転免許制度では、病気等に関する免許に付し得る条件として、定期的な身体検査、通院、服薬、他人の同乗、運転時間の制限、運転地域の制限、免許等の期間の制限等があります。

我が国においても、一定の病気等の患者の症状に応じて、必要な条件を付しつつ、これらの患者が運転免許を取得できる機会を拡大するため、これらの制度の導入を検討すべきではないでしょうか。海外の国々ではできて、日本ではなぜできないのでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。我が国におきましては、一定の病気等に該当す

る者でありまして、当面症状が抑えられている方につきましては、運転免許を付与した上で、必要に応じ臨時適性検査を行うなど、これらの患者の免許取得の機会に配慮しているところでございます。

一定の病気等に該当する方につきましては、それを付すことで交通事故を防止することができるような条件があるのか、可能なかどうかという点につきましては、関係機関等の意見も伺いながら引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 医師による任意の届出制度を設けることによって、一定の病気に該当する者が公安委員会への届出を恐れ医師による治療を受けなくなるおそれもあります。医師による届出制度を設けることなく、病気等に関する条件付免許の創設や、症状が改善した後の運転免許試験の負担緩和措置の拡充、また免許がなくても移動手段を確保できるよう公共交通機関の整備やその利用料金の割引などの支援策を講じることなど、まずは適切に申告した者の利益を図ることで自発的な申告を促す策に絞って実施すべきではないでしょうか。

○政府参考人(倉田潤君) お答えいたします。今回の道路交通法が成立をした場合には、症状が改善した後の運転免許試験の負担緩和措置でありますとか、再取得した免許証の有効期間が継続しているものとみなす措置といった自発的な申告を促す施策についての広報啓発に取り組んでまいり所存でございます。

また、一定の病気等に対する正しい理解の促進や移動手段の確保等の支援策につきましては、関係機関等とも検討してまいり所存でございます。

なお、医師による届出につきましては、任意規定にとどめつつ、当該届出を法律上に位置付けることによつて、守秘義務や個人情報保護法に反することとならないよう法律関係を整理するものがございます。これにより、受診者がその症状に起因して交通事故を起こす危険性が高いと認められる場合には、お医者さんがちゅうちよすることな

く対処できるようにするためのものがございます。

○糸数慶子君 平成二十三年十月に名古屋市中において、平成二十四年四月に京都府亀岡市において、無免許運転による重大な事故が発生し、尊い命が奪われました。無免許運転の根絶に向け、この道路交通法を始めとする関係法令の適正な適用に努めるとともに、免許のない者は絶対に車を運転しない、絶対に無免許の者に運転をさせないという社会的機運の醸成のため、適時適切な広報活動を行う必要があると考えますが、警察庁の見解を最後にお伺いいたします。

○国務大臣(古屋圭司君) 委員御指摘のように、無免許運転の根絶、極めて大切ですね。今回の法案でも、やはり無免許運転の罰則をまず引き上げる、それから運転者本人の周辺で無免許運転を助長したりあるいは容認する行為の禁止、そして罰則強化を図って、こういった取組によつて無免許運転の根絶を図ろうという考えであります。

この法案が成立をした際には、まず関係法令を適切に運用して、まず無免許運転の取締りの徹底強化、それから無免許運転を助長、容認するような行為をした者に対する適切な捜査を推進していかなくてはなりません。

それから、やはり啓蒙活動大切でございますので、交通安全運動等々のいろんな機会がございますので、今回の法案の趣旨を徹底して、啓蒙活動を充実をしていくことが大切だと思っております。

ちなみに、高校生ですね、高校生は十八歳になりますから、免許を取っている方と取れない年齢の方の違いが大きいので、今、平成二十三年度現在で全高生生のうち約四六％がこういった趣旨の講習をしていますので、まあ四六％が高いか低いかは議論になるところでございます。理想は一〇〇％ですから、そういった取組をしていく。要するに、社会全体でそういった機運を高めて、無免許運転の根絶を図ってまいりするために警察も取り組んでいきたいと思っております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

○委員長(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

○委員(相原久美子君) 他に御発言もないようです。以上で終わります。

する者が社会生活上での不利益や支障を受けないよう、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること。

五、一定の病気等に該当する者の権利利益を尊重するとともに、その侵害が生じた際には迅速かつ効果的に救済すること。

六、国内外における一定の病気等に関する科学的な調査・研究を推進するとともに、最新の医学的知見を反映させるため、一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準については、必要に応じ見直しを行うこと。

七、本法施行後五年を目途に、本法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講じること。

八、無免許運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法を始めとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、広報活動の一層の拡充を図ること。

九、関係省庁等が適切に連携し、大学生等や成人に対する実施機会を拡充するなど対象者に応じた自転車安全教育を充実させるとともに、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の計画的な整備を図ること。

十、本法の施行を機会に、安全な自動車、交通システムの開発・充実について、政府が総合的に見地から促進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(相原久美子君) ただいま芝君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(相原久美子君) 全会一致と認めます。

よつて、芝君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

た。ただいまの決議に対し、古屋国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。古屋国家公安委員会委員長。

○国務大臣(古屋圭司君) ただいま御決議がありました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(相原久美子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(相原久美子君) 次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び内閣法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。甘利国務大臣。

○国務大臣(甘利明君) この度、政府から提出をいたしました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができ、情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対して申請等の手続を行い、又はこ

れらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特定の個人を識別するための個人番号について定めております。

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、その者に対し当該個人番号を通知カードにより通知するものとしております。

このほか、個人番号を利用することができる者及びその利用範囲を定めております。

第二に、市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者の氏名、住所、個人番号等が記載された個人番号カードを交付するものとしております。

第三に、個人番号を利用して事務を処理する者の求めに応じ、情報提供ネットワークシステムを使用し、個人番号をその内容を含む個人情報たる特定個人情報提供する場合など、一定の場合を除き、特定個人情報の提供を制限することとしております。

第四に、内閣府に、特定個人情報の適正な取扱いの確保に必要な指導及び助言等を行う特定個人情報保護委員会を設置することとし、その組織、業務等を定めることとしております。

第五に、国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定するものとし、行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対して法人番号を通知することにより、法人等に関する情報の提供を求めることとしております。

そのほか、個人番号利用事務に従事していた者が、その業務に関して取り扱った個人の秘密事項が記録されたファイルを正当な理由なく提供した場合等について、罰則を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(相原久美子君) 山本国務大臣。

○国務大臣(山本太郎君) 内閣法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣官房に、特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を一人置くこととし、内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理することとしております。

第二に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に内閣情報通信政策監を加えると

ともに、同本部の事務のうち、府省横断的な計画や施策の実施に関する指針の作成などに関する事務を内閣情報通信政策監に行わせることができるものとしております。

第三に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員たる内閣情報通信政策監は、第二で申し上げた事務を行う際に必要があるときは、本部長たる内閣総理大臣に意見を述べることができるとし、また、内閣総理大臣は、本部の事務を総括する際に必要があるときは、内閣情報通信政策監に事務の実施状況などの報告を求めることができるものとしております。

そのほか、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が地方公共団体から情報の提供その他の協力を求められたときの同本部の努力義務について定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(相原久美子君) この際、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び内閣法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員大熊利昭君から説明を聴取いたします。大熊利昭君。

○衆議院議員(大熊利昭君) ただいま議題となりました両法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の衆議院における修正部分について申し上げます。

第一に、この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを追加することとしております。

第二に、この法律の基本理念として、政府原案では、行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資することとなつていたものを、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することと修正することとしております。

第三に、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、政令で定める国税に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときは、当該特定個人情報を提供することができるとしております。

第四に、政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとするとしております。

次に、内閣法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について申し上げます。

第一に、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体について、政府原案では、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部となつていたものを、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略部長とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができることとしております。

第二に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができることとしております。

第三に、施行期日を平成二十五年四月一日から公布の日に改めることとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(相原久美子君) 以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

平成二十五年五月二十九日印刷

平成二十五年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C

第百八十三回 参議院 内閣委員会 會議録 第六号 (その二)

(本号(その二)参照)

(小字及び一は衆議院修正)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 個人番号(第七条—第十六条)

第三章 個人番号カード(第十七条—第十八条)

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等(第十九条—第二十条)

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供(第二十一条—第二十五条)

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価(第二十六条—第二十八条)

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等(第二十九条—第三十五条)

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織(第三十六条—第四十九条)

第二節 業務(第五十条—第五十六条)

第三節 雑則(第五十七条)

第七章 法人番号(第五十八条—第六十一条)

第八章 雑則(第六十二条—第六十六条)

第九章 罰則(第六十七条—第七十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団

体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)及び個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する

個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律(第四十五条第四項を除く。)において「本人」とは、個人番号によつて識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。)により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録

事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に關して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシ

システム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。))の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第五十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによつて、行政運営の効率化を図り、もつて国民の利便性の向上に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによつて、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報

提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用を図られるように行われなければならない。

4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のつとり、個人番号その他の

の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念のつとり、国及び地方公共団体個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 個人番号

(指定及び通知)

第七条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。))により通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。))が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項

の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受け取ることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(以下「住所市町村長」という。))に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所市町村長に届け出なければならない。

7 通知カードの交付を受けている者は、第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。(個人番号とすべき番号の生成)

第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに

類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八号若しくは第九十七号第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九号第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七号、第二十九号第三項若しくは第九十八号第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九号の四の二第二項、第二十九号の二第五項若しくは第六項、第二十九号の三第四項若しくは第五項、第三十七号の十一の第三項若しくは第三十七号の十四第九項、第十三項若しくは第十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七号第二項若しくは第二百二十五号から第二百二十八号の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七号又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（平成九年法律第九十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五号第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和

三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づき金銭の支払を行うために必要限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九号第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要限度で個人番号を利用することができる。

一 内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理のために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務等実施者（政令で定めるものに限る。第十九号第四号において同じ。）は、個人番号利用事務等処理のために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報）をいう。第十九号第四号及び第六十七号において同じ。）の提供を求めることができる。

（提供の求めの制限）

第十五条 何人も、第十九号各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十号において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきものが本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード
（個人番号カードの交付等）
第十七条 市町村長は、政令で定めるところによ

り、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所所在地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所所在地市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所所在地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における

る手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例(第二号の場合にあつては、政令)で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

- 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

第四章 特定個人情報提供の提供

第一節 特定個人情報提供の制限等(特定個人情報提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報提供を提出するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供を提出するとき(第十号に規定する場合を除く)。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号

号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報提供を提出するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報提供を提出するとき。

七 別表第二の第二欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報提供の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報提供(情報提供者の保有する特定個人情報提供に記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供を提出するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七條又は第三百二十五條の規定その他政令で定める同法の規定により同表の第一欄に掲げる者(以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第二欄に掲げる者(以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報提供(情報提供者の保有する特定個人情報提供に記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供を提出するとき。

九 令で定める措置を講じているとき。

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供を提出するとき。

十一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九十五条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。))の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報提供を提出する場合において、当該特定個人情報提供の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、

令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供を提出するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九十五条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。))の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報提供を提出する場合において、当該特定個人情報提供の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報提供を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、

裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第二十條 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一條 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七條第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

き。

（特定個人情報の提供）

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報提供ししなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（情報提供等の記録）

第二十三條 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は

は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十條第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十條第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

（秘密の管理）

第二十四條 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

第二十五條 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価

（特定個人情報ファイルの保有しようとする者に対する指針）

第二十六條 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルの保有しようとする者が、特定

個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 特定個人情報保護委員会は、個人情報保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（特定個人情報保護評価）

第二十七條 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルの保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。

当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、

加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。その他これに伴う政令で定める措置をいう。の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報保護を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報、第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

(行政機関個人情報保護法の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定		読み替えられる字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する

第八条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第十三条第二項、第二十八条第二項及び第三十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十七条第二項及び第三十六条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第三十六条第一項第二号	第八条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の

規定の適用については、次の表の上欄に掲げる
独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句
とする。

読み替えられる独立行政 法人等個人情報保護法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成二十五 年法律第 号）第九条第四項の規定に基づ く場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成二十五 年法律第 号）第九条第四項の規定に基づ く場合を除き
第九条第二項	自ら利用し、又は提供し てはならない	自ら利用してはならない
第九条第二項	自ら利用し、又は提供す る	自ら利用する
第九条第二項第一号	本人の同意があるとき、 又は本人に提供するとき は本人の同意を得ることが困難であるとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要 がある場合であつて、本人の同意があり、又 は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人 又は本人の委任による代理人（以下「代理人」 と総称する。）
第十三条第二項、第二十 八条第二項及び第三十七 条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十 七条第二項及び第三十六 条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等 は、経済的困難その他特別の理由があると認 めるときは、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律第 二十九条第一項の規定により読み替えて適用 する行政機関個人情報保護法第二十六条第二 項の規定の例により、当該手数料を減額し、 又は免除することができる
第三十六条第一項第一号	又は第九条第一項及び第 二項の規定に違反して利 用する	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第二十九条第二 項の規定に違反して利用する

第三十六条第一項第二号	第九条第一項及び第二項	項の規定により読み替えて適用する第九条第 一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。） の規定に違反して利用されているとき、同法 第二十条の規定に違反して収集され、若しく は保管されているとき、又は同法第二十八条 の規定に違反して作成された特定個人情報 ファイル（同法第二条第九項に規定する特定 個人情報ファイルという。）に記録されている とき
第三十六条第一項第二号	第九条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条

3
個人情報保護法第二条第三項に規定する個人
情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二
十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録
されたものを除く。）に関しては、個人情報保護
法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二

十三条の規定は適用しないものとし、個人情報
保護法その他の規定の適用については、次の表の
上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と
する。

読み替えられる個人情報 保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第一項	あらかじめ本人の同意を 得ないで、前条	前条
第十六条第二項	あらかじめ本人の同意を 得ないで、承継前	承継前
第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成二十五 年法律第 号）第九条第四項の規定に基づ く場合
第十六条第三項第二号	本人	本人の同意があり、又は本人
第二十七条第二項	第二十三条第一項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条

（情報提供等の記録についての特例）
第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようと

する第二十三条第一項及び第二項に規定する記
録に記録された特定個人情報に関しては、行政

機関個人情報保護法第八條第二項から第四項まで、第九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八條第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十條第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二條第二項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十三條第二項及び第二十八條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第十四條第一号及び第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六條第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五條	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第十九條第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。)

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三條第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、行政機関個人情報保護法

第八條第二項から第四項まで、第九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

いものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八條第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十條第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二條第二項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第十三條第二項及び第二十八條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第十四條第一号及び第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六條第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五條	当該保有個人情報の提供先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二十三條第三項に規定する記録に記録された同法第十九條第七号に規定する情報照会者及び情報提供者

3 独立行政法人等が保有する第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、独立行政法人等個人情報保護法第九條第二項から第四項まで、第十條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十三条第二項及び第二十八條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第一号及び第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六條第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六條第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五條	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

4 独立行政法人等個人情報保護法第三條、第五條から第九條第一項まで、第十二條から第二十三條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第三十二條まで、第三十五條及び第四十六條

条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八條第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二十七條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十三條第一項	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第二十六條第一項	開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	開示請求を受けた者は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三條第一項及び第二項に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
第三十五條	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第三十一條 地方公共団体は、行政機関個人情報の保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者

(特定個人情報ファイル)を事業の用に供している個人情報利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報との適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱事業者でない個人情報番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 個人情報取扱事業者(個人情報保護法第二十三条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。)は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に基づく場合を除き、個人情報利用事務等処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第三十三条 個人情報番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十四条 個人情報番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たつては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に對する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三十五条 個人情報番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道(不特定かつ多数の者に對し客觀的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。))を業として行う個人を含む。)報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の學術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 學術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人情報番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織

第三十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三十七条 委員会は、国民生活にとつての個人情報番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人情報利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする。

(所掌事務)

第三十八条 委員会は、前条の任務を達成するた

め、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
- 二 特定個人情報保護評価に関すること。
- 三 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。
- 四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第三十九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第四十条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第四十一条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで

引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第四十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第四十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第四十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第四十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第四十二条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員的一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(事務局)

第四十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第四十七条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第四十八条 委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第四十九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二節 業務

(指導及び助言)

第五十条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、

特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五十一条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第五十二条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第五十三条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

(措置の要求)

第五十四条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報の構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第五十五条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

(国会に対する報告)

第五十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第三節 雑則

(規則の制定)

第五十七条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若

しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第七章 法人番号

(通知等)

第五十八条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)であつて、所得税法第二百三十条、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四百八十八条、第四百九十九条若しくは第五百十條又は消費税法(昭和六十二年法律第八十八号)第五十七條の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき(この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。)は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

第八章 雜則

漏らい、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第五十一条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 第五十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若

(事務の区分)

万円以下の罰金に処する。

第七十五条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者

四項において

第七十六條 第六十七條から第七十二條までの規定は、日本国外においてこれらの條の罪を犯した者に適用する。

第七十七條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十七條、第六十八條、第七十條又は第七十三條から第七十五條までの違反行為をしたときは、その行為

(主務省令)

2 各本条の罰金刑を科する。

ある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

第六十七条 個人番

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十四条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、第三十一条、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十四条において準用する場合を含む。に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）、並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）、並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）、から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）
第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができ。

（個人番号の指定及び通知に関する経過措置）
第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

4 第七十七条第三項及び第八十条の規定は、前三項の場合について準用する。

5 第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（委員会に関する経過措置）
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間における第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、が含まれるものとする」とあるのは「ののうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十条第一

項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

（政令への委任）
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）
第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようになることその他のこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、委員会の行う特定個人情報（前項の規定により講ずる措置その他の措置により委員会が特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務をつかさどることとされた場合にあっては、委員会の所掌事務に係る個人情報）の取扱いに関する監視又は監督について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をす

三	厚生労働大臣	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六	都道府県知事	災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七	都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービス提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十	都道府県知事又は市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十一	都道府県知事	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十二	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十三	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十四	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十五	都道府県知事等	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十六	都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十七	国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十八	社会福祉法第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第一百条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」と総称する。）	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第一号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十	厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一	厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費
二十二	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三	財務大臣	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十四	厚生労働大臣又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十五	厚生年金基金又は企業年金連合会	厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十六	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十七	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十八	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一	厚生労働大臣	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出

三十二	国民年金基金	に関する事務であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの 国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十三	国民年金基金連合会	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四	市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十五	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十六	厚生労働大臣	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十七	都道府県知事等	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十八	国税庁長官	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十九	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十	厚生労働大臣	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十一	市町村長	
四十二	厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十三	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百十九号)による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十四	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十五	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十六	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十七	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十八	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十九	市町村長	母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十	厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十一	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二	厚生労働大臣	雇用対策法による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三	厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五十四 基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六 市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十八 厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一 厚生労働大臣	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港湾労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十三 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十四 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十五 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六 厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十八 市町村長	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九 都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十 都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十一 確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連連営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

七十三	国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く)若しくは一時金の支給又は特別業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六	市町村長	健康増進法(平成十四年法律第三号)による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百一十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九	独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十二	厚生労働大臣	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)による処遇改善の請求に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十三	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十四	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十五	厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十六	厚生労働大臣又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四号)による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十七	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十八	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)による特例納付保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十九	都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十三 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。） 附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二第十九条、第二十一条関係

情報照会者	事 務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

市町村長		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

二 全国健康保険協会

健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十条第四十条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報(以下「労働者災害補償関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報(以下「労働者災害補償関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの
七 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	市町村長	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八 都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十一 市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十二 市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
十三 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十五 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者福祉、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
十六 都道府県知事	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事
十七 市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	市町村長
十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	市町村長
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

十九 市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
二十 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十二 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十五 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神	厚生労働大臣若しくは日本年金機構	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員
二十六 都道府県知事等		生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合
都道府県知事		労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報(以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。)、雇用保険法による給付の支給に関する情報(以下「失業等給付関係情報」という。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報(以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報(以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。))であつて主務省令で定めるもの	共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事		災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに	

[illegible]

二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十九 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十 社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十一 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの
三十二 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金又は遺族給与金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十三 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十五 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十六 厚生年金基金又は企業年金連合会	厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付若しくは雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十九 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十一 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

四十二 市町村 長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 市町村長	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十三 市町村 長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十四 市町村 長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十五 市町村 長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十六 厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十七 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 市町村長 都道府県知事等 地方公務員災害補償基金	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十九 厚生労働大臣	国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付委託に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国民年金基金連合会	国民年金基金の加入員に関する情報であつて主務省令で定めるもの
五十 厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所する者に関する情報であつて主務省令で定めるもの
五十一 国民年金基金	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構 独立行政法人農業者年金基金	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報

五十二 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	関する情報であつて主務省令で定めるもの
五十三 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十四 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事 市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十五 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十六 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	

五十七 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十八 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 厚生労働大臣又は都道府県知事 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付であつて主務省令で定めるもの

六十八 都道府 県知事等	特別児童扶養手当等の支給 に関する法律による障害児 福祉手当の支給に関する事 務であつて主務省令で定め るもの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
六十九 都道府 県知事等	特別児童扶養手当等の支給 に関する法律による特別障 害者手当の支給に関する事 務であつて主務省令で定め るもの	都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律による介護手当の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの
七十 市町村長	母子保健法による費用の徴 収に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留 邦人等支援給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
七十一 厚生労 働大臣又は都 道府県知事	雇用対策法による職業転換 給付金の支給に関する事務 であつて主務省令で定める もの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの
七十二 地方公 務員災害補償 基金	地方公務員災害補償法によ る公務上の災害又は通勤に よる災害に対する補償に関 する事務であつて主務省令 で定めるもの	国民年金法その他の 法令による年金 である給付の支給 を行うこととされ ている者	国民年金法その他の法令による 年金である給付の支給に関する 情報であつて主務省令で定める もの
七十三 石炭鉱 業年金基金	石炭鉱業年金基金法による 年金である給付又は一時金 の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は 日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
七十四 市町村 長（児童手当 法第十七条第 一項の表の下 欄に掲げる者 を含む。）	児童手当法による児童手当 又は特例給付の支給に関する 事務であつて主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの

七十五 市町村 長	児童手当法による児童手当 又は特例給付の支給に関する 事務であつて主務省令で 定めるもの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
七十六 厚生労 働大臣	雇用保険法による失業等給 付の支給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
七十七 厚生労 働大臣	雇用保険法による未支給の 失業等給付又は介護休業給 付金の支給に関する事務で あつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省 令で定めるもの
七十八 厚生労 働大臣	雇用保険法による傷病手当 の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十 七条第八項に規定 する他の法令によ る給付の支給を行 うこととされてい る者	雇用保険法第三十七條第八項に 規定する他の法令による給付の 支給に関する情報であつて主務 省令で定めるもの
七十九 厚生労 働大臣	雇用保険法による雇用安定 事業又は能力開発事業の実 施に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省 令で定めるもの
八十 後期高齢 者医療広域連 合	高齢者の医療の確保に関す る法律による後期高齢者医 療給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 又は後 期高齢者医療広域 連合	医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの
八十一 後期高 齢者医療広域 連合	高齢者の医療の確保に関す る法律による後期高齢者医 療給付の支給に関する事務 であつて主務省令で定める もの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
		高齢者の医療の確 保に関する法律第 五十七條第一項に 規定する給付の支給に 関	高齢者の医療の確保に関する法 律第五十七條第一項に規定する 他の法令による給付の支給に 関

八十二 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長 共済組合等	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
八十五 都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

八十六 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十七 都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事		都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等		市町村長	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する

[illegible]

九十三 市町村長	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十四 市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十五 厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十六 都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
九十八 確定給付企業年金法による確定給付企業年金法の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十九 確定拠出年金法による確定拠出年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
百 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による確定拠出年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
百一 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百二 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

百三 独立行政 法人農業者年 金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百四 独立行政 法人日本ス ポーツ振興セ ンター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百五 独立行政 法人医薬品医 療機器総合機 構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百六 独立行政 法人日本学生 機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に		医療保険者その他の法令による医療	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		医療保険者その他の法令による医療	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百七 厚生労働 大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣		全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百八 都道府県 知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給		市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	市町村長		市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百九 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

都道府県教育委員会

文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十四 厚生労働大臣

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

市町村長

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

市町村長

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

関係法律の整備等に関する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年法律第 号)

第七條第一項及び第二項、第八條第一項(附則第三條第四項において準用する場合を含む。)、第十七條第一項及び第三項(同條第四項において準用する場合を含む。並びに附則第三條第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務

市町村長

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

市町村長

地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日から附則第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)の前日までの間における前条の規定による改正後の地方自治法別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の項の適用については、同項中「第十七条第一項及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)並びに」とあるのは、「並びに」とする。

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「特定個人情報保護委員会委員長」に、「公害等調整委員会の常勤の委員」を「公害等調整委員会委員長」に改める。

害等調整委員会の常勤の委員」を「特定個人情報保護委員会の常勤の委員」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百二十一条の七の三中「及び生年月日」を、「生年月日その他総務省令で定める事項」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律及び信託法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改める。

一 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第七十七号
二 信託法(平成十八年法律第八十八号) 第二十四号

(信用金庫法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第十五条まで」(「の下に」「会社法人等番号」を、「添付すべき電磁的記録」の下に、「添付書面の特例」を加える。

一 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第八十五号
二 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号) 第七十八号

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の次に次の一号を加える。
十四の二 特定個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員
第一条第四十七号の次に次の一号を加える。
四十七の二 特定個人情報保護委員会の非常勤の委員

第一条第四十七号の次に次の一号を加える。
四十七の二 特定個人情報保護委員会の非常勤の委員

「特定個人情報保護委員会委員長」に、「公害等調整委員会委員長」に改める。

公害等調整委員会の常勤の委員」に改める。

三 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第八十九号

四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号) 第八十三号第一項

(租税特別措置法の一部改正)

第七号 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び住所」を、「住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。)」に改める。

第四条の五第三項中「住所」の下に「及び個人番号」を加える。

第三十七号の十一の三第四項中「及び住所」を、「住所」に、「場所」を「場所。以下この項において同じ。及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。)」に改め、同条第五項中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改める。

第三十七号の十四第七項中「及び住所」を、「住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。)」に改め、同条第五項中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改める。

第三十七号の十四第七項中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改める。

第三十七号の十四第七項中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改める。

つては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。に改め、同条第八項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第四十号第十二項中「及び所在地」を、「所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第四条第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同項に規定する特別非課税貯蓄申込書について適用し、第三号施行日前に提出した前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七号の十一の三第四項及び第五項の規定は、第三号施行日以後に同条第四項に規定する特定口座開設届出書を提出する場合について適用し、第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

3 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出して同条第三項第一号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、第三号施行日から三年を経過した日(以下この項及び第五項において「三年経過日」という。)以後最初に当該特定口座における新租税特別措置法第三十七号の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において同条第四項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。))を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。))にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日まで)の間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。))その他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4 新租税特別措置法第三十七号の十四第七項及び第八項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定は、第三号施行日以後に同条第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出する場合について適用し、第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十四第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出した場合には、なお従前の例による。

5 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、三年経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七号の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は

という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。))にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日まで)の間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。))その他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4 新租税特別措置法第三十七号の十四第七項及び第八項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定は、第三号施行日以後に同条第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出する場合について適用し、第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十四第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出した場合には、なお従前の例による。

5 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、三年経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七号の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は

という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。))にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日まで)の間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。))その他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4 新租税特別措置法第三十七号の十四第七項及び第八項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定は、第三号施行日以後に同条第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出する場合について適用し、第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十四第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出した場合には、なお従前の例による。

5 第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七号の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、三年経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七号の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は

という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。))にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日まで)の間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(第五項において「個人番号カード」という。))その他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

当該非課税口座への新租税特別措置法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日(同日において新租税特別措置法第三十七条の十四第七項に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日)までに、当該非課税口座を開設している新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所長の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該非課税口座が廃止された場合は、この限りでない。

(国民年金法の一部改正)

第九条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の四中「第三十条の四十二第一項」を「第三十条の三十七第一項」に、「第三十条の四十三並びに第三十四条の二」を「第三十条の三十八並びに第三十条の三十九」に、「第三十条の四十三第三項」を「第三十条の三十八第一項」に、「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に改める。

第九十九条の四第一項第三十二号中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に改める。

第九十九条の十第一項第三十四号中「第三十条の四十三第四項」を「第三十条の三十八第四項」に改める。

第一百零一条の二中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に改める。

第一百零三条の二第三号中「第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改める。

第十條 国民年金法の一部を次のように改正する。

出しとして(「基礎年金番号の利用制限等」を付し、同条中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「第三十条の三十七第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」を「第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」に改め、「同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」とを削り、同条の次に次の一条を加える。

第八八条の五 全国健康保険協会、第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務(当該厚生労働省令で定める者のうち厚生労働省令で定める者にあつては、同条に規定する政府管掌年金事業に関連する事務)の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る基礎年金番号を告知することを求めてはならない。

(国税通則法の一部改正)

第十一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の見出しを(「書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等」に改め、同条第一項中「届出書」の下に「調書」を加え、「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第...号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 納税申告書(前条の規定による改正後の国税通則法(以下この条において「新国税通則法」という。)第二条第六号に規定する納税申告書)をいう。以下この項及び第三項において同じ。の提出に係る新国税通則法第二百二十四条第一項の規定は、第三号施行日以後に課税期間(新国税通則法第二条第九号に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。)が開始する国税(課税期間のない国税については、第三号施行日以後にその納税義務が成立する当該国税)に係る納税申告書について適用し、第三号施行日前に課税期間が開始した国税(課税期間のない国税については、第三号施行日前にその納税義務が成立した当該国税)に係る納税申告書については、なお従前の例による。

2 支払調書等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十八条の四第一項に規定する調書等、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第四項に規定する調書、租税特別措置法第四十二条の二第二項に規定する調書等並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項に規定する国外送金等調書及び同法第五条第一項及び次項において同じ。)の提出に係る新国税通則法第二百二十四条第一項の規定は、第三号施行日以後に生ずる支払等(支払、交付、譲渡、行使その他の事由をいう。以下この項において同じ。)に基づき提出する支払調書等について適用し、第三号施行日前に生じた支払等に基づき提出した支払調書等については、なお従前の例による。

3 新国税通則法第二百二十四条第一項に規定する書類(納税申告書及び支払調書等を除く。以下この項において同じ。)の提出に係る同条第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同項に規定する書類について適用し、第三号施行日前

に提出した前条の規定による改正前の国税通則法第二百二十四条第一項に規定する書類については、なお従前の例による。

(商業登記法の一部改正)

第十三条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を第七条の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

(会社法人等番号)

第七条 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号(特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第十九条の三において同じ。)を記録する。

(添付書面の特例)

第十九条の三 この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び住所」を「住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第...号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項第一号及び第五項中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第五十七條第二項中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第九十四條第二項第三号中「氏名及び」を「その者の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)並びに」に改め、同項第四号及び第五号中「氏名」の下に「及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)」を加える。

第九十五條第一項第二号中「氏名」の下に

「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を加える。

第百九十五条の第二項第三号中「及び」の下に「個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」並びに「」を加える。

第百九十八条第四項中「及び住所」を、「住所及び番号」に、「氏名の記載及び」を「氏名及び個人番号の記載並びに」に、「氏名を」を「氏名及び個人番号を」に改める。

第百九十九条の五第一項第三号及び第四号中「氏名」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を加え、同項第五号中「氏名及び」を「その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」並びに「」に改める。

第百二十四条第一項中「及び住所（を）」を、「住所（に）」に、「同じ（を）」を「同じ」及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を「に」、及び住所を「を」、住所及び個人番号又は法人番号を「に」改める。

第百二十四条の三第一項中「及び住所（を）」を、「住所（に）」に、「同じ（を）」を「同じ」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を「に」、及び住所を「を」、住所及び個人番号又は法人番号を「に」改める。

第百二十四条の四「及び住所（を）」を、「住所（に）」に、「同じ（を）」を「同じ」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）を「に」、及び住所を「を」、住所及び個人番号又は法人番号を「に」改める。

を「住所（に）」に、「同じ（を）」を「同じ」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を「に」、及び住所を「を」、住所及び個人番号又は法人番号を「に」改める。

第百二十四条の六中「及び住所（を）」を、「住所（に）」に、「同じ（を）」を「同じ」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）を「に」、及び住所を「を」、住所及び個人番号又は法人番号を「に」改める。

第百二十四条の六中「及び住所（を）」を、「住所（に）」に、「同じ（を）」を「同じ」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）を「に」、及び住所を「を」、住所及び個人番号又は法人番号を「に」改める。

第十五条 前条の規定による改正後の所得税法（以下この条において「新所得税法」という。）第十條第一項、第三項及び第五項の規定は、第三号施行日以後に提出する同条第一項に規定する非課税貯蓄申告書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書について適用し、第三号施行日前に提出した前条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第十條第一項に規定する非課税貯蓄申告書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書については、なお従前の例による。

2 新所得税法第五十七條第二項の規定は、第三号施行日以後に提出する同項の書類について適用し、第三号施行日前に提出した旧所得税法第五十七條第二項の書類については、なお従前の例による。

3 新所得税法第九十四條第一項及び第九十五條第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する新所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五條第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

4 新所得税法第九十五條の二第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同条第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書に

ついて適用する。

5 新所得税法第二百三條の五第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

6 新所得税法第二百二十四條第一項の規定は、第三号施行日以後に支払の確定する同項に規定する利子等又は配当等について適用し、第三号施行日前に支払の確定した旧所得税法第二百二十四條第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

7 新所得税法第二百二十四條の三第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、第三号施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付について適用し、第三号施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四條の三第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付については、なお従前の例による。

8 新所得税法第二百二十四條の四の規定は、第三号施行日以後に行われる同条に規定する信託受益権の譲渡について適用し、第三号施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四條の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

9 新所得税法第二百二十四條の五第一項の規定は、同条第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で第三号施行日前に行われたものについては、なお従前の例による。

10 新所得税法第二百二十四條の六の規定は、第三号施行日以後に行われる同条に規定する金地金等の譲渡について適用し、第三号施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四條の六に規定

する金地金等の譲渡については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條の六」を「第三十條の五」に、「都道府県の事務等（第三十條の七―第三十條の九）」を「本人確認情報の通知及び保存等（第三十條の六―第三十條の八）」に、「指定情報処理機関（第三十條の十一―第三十條の二十八）」を「本人確認情報の提供及び利用等（第三十條の九―第三十條の二十四）」に、「第三十條の二十九」を「第三十條の二十四」に、「第五十四條」を「第五十三條」に改める。

第七條第八號の次に次の一号を加える。

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第八條中「第三十條の二第一項」を「第三十條の三第一項」に、「第三十條の三第三項」を「第三十條の四第三項」に、「第三十條の四」を「第三十條の五」に改める。

第十一條第一項並びに第十一條の二第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項から第五項までの規定中「第五十一條」を「第五十條」に改める。

第十二條第五項中「第九號」を「第八號の二」に改める。

第十二條の二第二項中「第七條第十三號」を「第七條第八號の二及び第十三號」に、「第十二號まで」を「第八號まで、第九號から第十二號まで」に改める。

第十二條の三第七項中「第七條第十三號」を「第七條第八號の二及び第十三號」に改める。

第十二條の四第四項中「第七條第四號」の下に「第八號の二」を加える。

第二十條第一項中「第四十七條」を「第四十

六条」に改める。

第三十条の九及び第四章の二第三節を削る。

第三十条の八の見出しを「本人確認情報等の利用」に改め、同条第一項中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報(個人番号を除く。次項において同じ。)」に改め、同条第二項中「保存期間に係る本人確認情報」を「当該執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報に改め、同条第三項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 機構は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定により同項の指定認証機関(以下この項において「指定認証機関」という。)にその認証事務を行わせることとした都道府県知事から第三十条の七第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに応じ、同法第三十四条第一項第五号に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報を指定認証機関に提供するものとする。

5 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務に利用することができる。

第三十条の八を第三十条の十五とし、同条の次に次の八条を加える。

(報告書の公表)

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公

表しなければならない。

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十七 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け)

第三十条の十八 機構は、総務省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務に関する事項で総務省令で定められるものを記載した帳簿を備へ、保存しなければならない。

(監督命令等)

第三十条の十九 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び立入検査)

第三十条の二十 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事に対する技術的な助言等)

第三十条の二十一 機構は、都道府県知事に対し、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。)に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

(市町村間の連絡調整等)

第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じて本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3 機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

(本人確認情報の提供に関する手数料)

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第四章の二第二節の節名及び第三十条の七を削る。

第三十条の六の見出しを「(市町村の条例による本人確認情報の提供)」に改め、同条中「条例で定めるところにより」の下に、「当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し」を、「本人確認情報」の下に「(個人番号を除く。)」を加

え、同条を第三十条の十四とする。

第三十条の五の見出しを「(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)」に改め、同条第一項中「第七号」の下に「第八号の二」を加え、同条を第三十条の六とし、同条の次に次の二条、節名及び五条を加える。

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

第三十条の八 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

第三節 本人確認情報の提供及び利用等

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報で

あつて同項の規定による保存期間が経過して
いないもの（以下「機構保存本人確認情報」
という。）のうち個人番号以外のものを提供す
るものとする。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関
への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに
該当する場合には、政令で定めるところによ
り、本人確認情報を第三十条の七第一項の規
定により通知した都道府県知事が統括する都
道府県（以下「通知都道府県」という。）の区
域内の市町村の市町村長その他の執行機関に
対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げ
る場合にあっては、個人番号を除く。）を提供
するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村
長その他の執行機関であつて別表第二の上
欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事
務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村
長から住民基本台帳に関する事務の処理に
関し求めがあつたとき。

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定に
よる通知都道府県の区域内の市町村の市町村
長への機構保存本人確認情報の提供は、総務
省令で定めるところにより、機構の使用に係
る電子計算機から電気通信回線を通じて当該
市町村長の使用に係る電子計算機に送信する
ことによつて行うものとする。ただし、特別
の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関へ
の本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれか
に該当する場合には、政令で定めるところに
より、通知都道府県以外の都道府県の都道府
県知事その他の執行機関に対し、機構保存本
人確認情報（第一号に掲げる場合にあっては、
個人番号を除く。）を提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県

知事その他の執行機関であつて別表第三の
上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる
事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県
知事から第三十条の二十二第二項の規定に
よる事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定に
よる通知都道府県以外の都道府県の都道府県
知事への機構保存本人確認情報の提供は、総
務省令で定めるところにより、機構の使用に
係る電子計算機から電気通信回線を通じて当
該都道府県知事の使用に係る電子計算機に
送信することによつて行うものとする。ただ
し、特別の求めがあつたときは、この限りで
ない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市
町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれか
に該当する場合には、政令で定めるところに
より、通知都道府県以外の都道府県の区域
内の市町村の市町村長その他の執行機関に
対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げ
る場合にあっては、個人番号を除く。）を提供
するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内
の市町村の市町村長その他の執行機関であ
つて別表第四の上欄に掲げるものから通知
都道府県以外の都道府県の都道府県知事
を通じて同表の下欄に掲げる事務の処理に
関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域
内の市町村の市町村長から通知都道府県
以外の都道府県の都道府県知事を経て住民
基本台帳に関する事務の処理に関し求め
があつたとき。

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定に
よる通知都道府県以外の都道府県の区域
内の市町村の市町村長への機構保存本人
確認情報の提供は、総務省令で定めるところ
により、

機構の使用に係る電子計算機から電気通信回
線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計
算機に送信することによつて行うものとし
る。ただし、特別の求めがあつたときは、こ
の限りでない。

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府
県の区域内の市町村の市町村長その他の執行
機関であつて条例で定めるものから条例で
定める事務の処理に関し求めがあつたときは、
条例で定めるところにより、当該市町村長
その他の市町村の執行機関に対し、都道府県
知事保存本人確認情報（個人番号を除く。以下
この条において同じ。）を提供するものとし
る。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県
知事その他の執行機関であつて条例で定める
ものから条例で定める事務の処理に関し求め
があつたときは、条例で定めるところにより、
当該都道府県知事その他の都道府県の執行機
関に対し、都道府県知事保存本人確認情報
を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域
内の市町村の市町村長その他の執行機関であ
つて条例で定めるものから他の都道府県の都
道府県知事を経て条例で定める事務の処理
に関し求めがあつたときは、条例で定め
るところにより、当該市町村長その他の市
町村の執行機関に対し、都道府県知事保存
本人確認情報を提供するものとする。

第三十条の四「前二条」を「前三条」に改
め、同条を第三十条の五とし、同条の次に
次の節名を付する。

第二節 本人確認情報の通知及び保存
等

第三十条の三第三項中「第三十条の七第一
項」を「第三十条の二第一項」に、「都道府
県知事」を「機構」に改め、同条を第三十
条の四とする。

を「前条第一項」に、「都道府県知事」を「機
構」に改め、同条を第三十条の三とし、第
四章の二第一節同条の前に次の一条を加
える。

（住民票コードの指定）

第三十条の二 地方公共団体情報システム
機構（以下「機構」という。）は、総務省
令で定めるところにより、市町村長に
対し、住民票に記載することのできる住
民票コードを指定し、これを当該市町村
長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コード
の指定を行う場合には、市町村長に
対して指定する住民票コードが当該指定
前に指定した住民票コードと重複しな
いようにしなければならない。

第三十条の二十九第一項中「都道府県知事
又は指定情報処理機関が第三十条の五
第一項又は第三十条の十一第一項を
「都道府県知事」は、第三十条の六第一
項」の下に「（電子計算機処理又は情
報の入力のための準備作業若しくは磁
気ディスクの保管をいう。以下同じ。）
」を加え、当該都道府県知事又は指定
情報処理機関は「を削り、」を「毀損」
に改め、同条第二項中「前項」を「前
二項」に、「指定情報処理機関」を「機
構」に、「第三十条の五第一項」を「第
三十条の六第一項」を「第三十条の六
第一項」に、「第三十条の十一第一項」
を「第三十条の七第一項」に改め、「委
託」の下に「（二）以上の段階にわた
る委託を含む。」を加え、同項を同条
第三項とし、同条第一項の次に次の一
項を加える。

2 機構は、第三十条の七第一項の規定に
よる通知に係る本人確認情報の電子計
算機処理等を行うに当たっては、当該
本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損
の防止その他の当該本人確認情報の適
切な管理のために必要な措置を講じ
なければならない。

第四章の二第四節中第三十条の二十九を第
三十条の二十四とする。

第三十条の三十の見出し中「利用及び提供」を「提供及び利用」に改め、同条第一項中「第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項」を「第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する」を「都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「利用し、又は提供してはならない」を「提供し、又は利用してはならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第五項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

第三十条の三十を第三十条の二十五とする。

第三十条の三十一の見出し中「又は都道府県」を「若しくは都道府県又は機構」に改め、同条第一項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、同条第二項中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事」に、「又は第三十条の五第一項」を「若しくは第三十条の六第一項」に改め、「電子計算機処理等の委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 機構の役員若しくは職員(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第

号)第二十五条第一項に規定する本人確認情報保護委員会の委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 機構から第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された

業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第三十条の三十一を第三十条の二十六とする。

第三十条の三十二中「又は指定情報処理機関」を削り、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、「第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第三十条の三十二を第三十条の二十七とする。

第三十条の三十三第一項中「第三十条の六、第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項」を「第三十条の九から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項」に、「当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人」を「受領者」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、同条を第三十条の二十八とする。

第三十条の三十四を第三十条の二十九とする。

第三十条の三十五第一項中「第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項」を「第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項」に改め、同条第二項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改め、同条第三項中「電子計算機処理等の委託」の下に「(二)以上の段階にわたる

委託を含む。」を加え、同条を第三十条の三十とする。

第三十条の三十六中「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、同条を第三十条の三十一とする。

第三十条の三十七第一項中「指定情報処理機関」を「機構」に、「第三十条の五第三項又は第三十条の十一第三項」を「第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項」に改め、同条第二項中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条を第三十条の三十二とする。

第三十条の三十八第二項中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条を第三十条の三十三とする。

第三十条の三十九の見出しを「(開示の手数料)」に改め、同条中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に、「指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条を第三十条の三十四とする。

第三十条の四十中「指定情報処理機関」を「機構」に、「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第三十条の三十五とし、同条の次に次の五条を加える。

(苦情処理)

第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は機構が行う本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 機構は、本人確認情報処理事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第

三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの）をいう。以下この項において同じ。であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十二第一項に規定する都道府県の審議会の見解を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していることを認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第三十条の四十一から第三十条の四十三までを次のように改める。

第三十条の四十一から第三十条の四十三までを削除

第三十条の五十一の表第十二条第五項の項の中欄中「第九号」を「第八号の二」に改め、同項の下欄中「及び第十号」を「第八号の二及び第十号」に改め、同表第十二条の二第一項の項の中欄中「第十二号」を「第八号まで、第九号から第十二号」に改める。

第三十条の五十二の二を削る。

第三十条の五十三の二の下に「（二）以上の段階にわたる委託を含む。」を加える。

第三十条の五十四の二第一項中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「委託」の下に「（二）以上の段階にわたる委託を含む。」を加える。

第三十条の五十五の二第一項中「都道府県知事」の下に「又は機構」を加え、「保存期間に係る本人確認

情報」を「それぞれ都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報」に改める。

第四十二条中「第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項まで」を「第三十条の二十六又は第三十条の三十」に改める。

第四十三条を削る。

第四十四条中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

第四十七条第一号中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十八条中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条第一号中「第三十条の二十一」を「第三十条の十八」に改め、同条第二号中「第三十条の二十三第一項又は第二項」を「第三十条の二十第一項」に、「これらの」を「同項の」に改め、同条第三号を削り、同条を第四十七条とする。

第四十九条第一項中「第四十四条、第四十六条又は第四十七条第一号」を「第四十三条、第四十五条又は第四十六条第一号」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十条を第四十九条とする。

第五十一条ただし書中「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十条とする。

第五十二条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十三条を第五十二条とし、第五十四条を第五十三条とする。

別表第一中「第三十条の七関係」を「第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係」に改める。

別表第二中「第三十条の七関係」を「第三十条の十関係」に、「区域内の市町村の執行機関」を「通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改める。

別表第三中「第三十条の七関係」を「第三十条の十一関係」に、「他の都道府県の執行機関」を「通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関」に改める。

別表第四中「第三十条の七関係」を「第三十条の十二関係」に、「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」を「通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改める。

別表第五中「第三十条の八関係」を「第三十条の十五関係」に改める。

（番号利用法の施行に伴う住民基本台帳法の特例）

第十七条 地方公共団体情報システム機構（次条及び第三十二条において「機構」という。）は、前条の規定による改正後の住民基本台帳法（次条において「住民基本台帳法」という。）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報、番号利用法附則第三条第四項において準用する番号利用法第八条第二項の規定による事務に利用することができる。

2 市町村長は、番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定により個人番号を指定したときは、当該個人番号を当該個人番号に係る者の住民票に記載するものとする。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の七第一項の規定に基づき都道府県知事又は指定情報処理機関（旧住民基本台帳法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）が指定した住民票コードは、新住民基本台帳法第三十条の二第一項の規定により機構が指定した住民票コードとみな

2 旧住民基本台帳法第三十条の五第一項の規定による通知に係る旧本人確認情報(同項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)又は旧住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定による通知に係る旧本人確認情報は、それぞれ新住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報(同項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)又は新住民基本台帳法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧住民基本台帳法第三十条の五第三項の規定により都道府県知事が保存している旧本人確認情報又は旧住民基本台帳法第三十条の十一第三項の規定により指定情報処理機関が保存している旧本人確認情報は、それぞれ新住民基本台帳法第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報又は新住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により機関が保存する本人確認情報とみなす。

4 次の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる旧住民基本台帳法の規定は、なおその効力を有する。

指定情報処理機関の役員又は職員(旧住民基本台帳法第三十条の十五第一項に規定する本人確認情報保護委員会の委員を含む。)であつた者	第三十条の十七第一項
指定情報処理機関から旧住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定による通知に係る旧本人確認情報の電子計算機処理等(旧住民基本台帳法第三十条の十七第二項に規定する電子計算機処理等をいう。以下この表において同じ。)の委託を受けた者であつた者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であつた者	第三十条の十七第二項
旧本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員であつた者又は旧住民基本台帳法第三十条の五第一項の規定に係る旧本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員であつた者	第三十条の三十一第一項
市町村長若しくは都道府県知事から旧本人確認情報若しくは旧住民基本台帳法第三十条の五第一項の規定に係る旧本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者であつた者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であつた者	第三十条の三十一第二項
都道府県知事又は指定情報処理機関の委託を受けて行う旧住民基本台帳法第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定に係る旧本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事していた者	第三十条の三十二第一項
受領者旧住民基本台帳法第三十条の三十三第一項に規定する受領者をいう。以下この表において同じ。	第三十条の三十三第一項
旧住民基本台帳法第三十条の三十三第一項に規定する受領した本人確認情報(以下この表において「受領した旧本人確認情報」という。)の電子計算機処理等について受領者から委託を受けた者	第三十条の三十三第二項において準用する同条第一項

5 旧住民基本台帳法第三十条の十第四項に規定する情報提供手数料であつて、この法律の施行の際まだ収受されていないものについては、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧住民基本台帳法第三十条の二十一の規定により指定情報処理機関が保存している帳簿は、新住民基本台帳法第三十条の十八の規定により機関が保存する帳簿とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧住民基本台帳法第三十条の二十二第一項の規定により指定情報処理機関に対してされている命令又は旧住民基本台帳法第三十条の二十三第一項の規定により指定情報処理機関に対してされている報告の求めは、それぞれ新住民基本台帳法第三十条の十九の規定により機関に対してされた命令又は新住民基本台帳法第三十条の二十第一項の規定により機関に対してされた報告の求めとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧住民基本台帳法第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対してされている開示の請求又は旧住民基本台帳法第三十条の四十の規定により指定

情報処理機関に対してされている申出は、それぞれ新住民基本台帳法第三十条の三十二第一項の規定により機関に対してされた開示の請求又は新住民基本台帳法第三十条の三十五の規定により機関に対してされた申出とみなす。

9 この法律の施行の際現に都道府県知事が本人確認情報処理事務(旧住民基本台帳法第三十条の十第一項に規定する本人確認情報処理事務をいう。以下この項において同じ。)を行っている場合における当該都道府県知事から機関に対する本人確認情報処理事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の四十三」を「第三十条の四十四」に改め、「第五節 住民基本台帳カード(第三十条の四十四)」を削る。

第十二条第三項中「第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)」に改める。

受領者の委託を受けて行う受領した旧本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事していた者	第三十条の三十六
--	----------

受領者	第三十条の三十四
旧住民基本台帳法第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた旧本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員であつた者	第三十条の三十五第一項
旧住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた旧本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員であつた者	第三十条の三十五第二項
受領した旧本人確認情報の電子計算機処理等について受領者から委託を受けた者であつた者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であつた者	第三十条の三十五第三項

第十二条の三五項及び第十二条の四第一項中「第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。
第二十四条の二の見出し中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同条第一項中「第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この条において「住民基本台帳カード」という。）を「個人番号カード」に改め、及び第三十条の四十四第五項を削り、同条第二項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第三十条の九中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十第一項中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、第一号に掲げる場合にあっては、個人番号については、当該市町村長その他の市の町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十一第一項中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、第一号に掲げる場合にあっては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十二第一項中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、第一号に掲げる場合にあっては、個人番号については、当該市町村長その他の市の町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。
第三十条の十三第一項中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十三第二項に次のただし書を加える。
ただし、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十三第三項に次のただし書を加える。
ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十四中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

第三十条の十五の見出し中「本人確認情報等」を「本人確認情報」に改め、同条第一項中「個人番号」を「住民票コード」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、個人番号については、当該都道府県知事番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

第三十条の十五第二項及び第三項を次のように改める。
2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。第三十条の十五第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十条の二十五第二項中「第三十条の十五第五項」を「第三十条の十五第三項若しくは第四項」に改める。
第三十条の三十七第一項中「その他の市町村の執行機関」及び「又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」を削り、同条第二項中「その他の都道府県の執行機関」及び「又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」を削り、同条第四項を削る。

第三十条の三十八第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」を「市町村長」に、「その他の都道府県の執行機関、機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人」を「又は機構」に改める。
第四章の二第五節の節名を削り、第三十条の四十一から第三十条の四十四までを次のように改める。
第三十条の四十一から第三十条の四十四まで 削除

第四十六條第二号中「第二十條」を「又は第二十條」に改め、「を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付」を削る。
別表第一中「第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係」を「第三十条の三十関係」に改める。
別表第一の一の項を次のように改める。

一 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六條第一項に規定する支援人	被災者生活再建支援法による同法第三條第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	---

別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」の下に「第五十三條第一項の短期給付若しくは同法」を加え、同表の四十一の項の次に次のように加える。

四十一の一 国税庁	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一の三 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の四十二の項中「昭和三十三年法律第二百二十八号」を削り、同表の四十四の項の次に次のように加える。	別表第一の四十九の項中「又は同項第二号イ」を、「同項第二号イ」に、「の支給」を、「同法附則第十八条第一項第一号の給付金若しくは同項第二号の追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号の委託を受けて行う事業若しくは同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施」に改め、同表の六十三の項中「第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付
四十四の二 国税庁	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この欄において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同法第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の四十七の項の次に次のように加える。	六十七の二 厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百一十三号）による同法第二章第二節の職業紹介等、同法第四十九条第一項の障害者職業センターの設置及び運営、同法第四十九条第一項の納付金関係業務若しくは同法第七十三条第一項若しくは第七十四条第一項の納付金関係業務に相当する業務の実施、同法第七十四条の二第二項の在宅就業障害者特例調整金若しくは同法附則第四条第二項の報奨金等の支給又は同法第七十四条の三第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の二 国税庁	地方税法による同法附則第九条の四第一項の譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の三 文部科学省	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第二百四十四号）による同法第二条第四項の特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の四 独立行政法人日本スポーツ振興センター 本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による同法第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構 本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の六 文部科学省	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による同法第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同
別表第一の四十八の項中「第二十条第二項」を「第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項」に改め、同表の五十七の三の項の次に次のように加える。	法第七条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十の四 厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の五十九の項中「又は同項第二号イ」を、「同項第二号イ」に、「の支給」を、「同法附則第十八条第一項第一号の給付金若しくは同項第二号の追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号の委託を受けて行う事業若しくは同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施」に改め、同表の六十三の項中「第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付	若しくは同項第二号の通勤災害に関する保険給付」を、「第七条第一項の保険給付」に改め、同表の六十四の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人労働者健康福祉機構」を加え、「労働基準監督署長の確認」を「未払賃金の立替払」に改め、同表の六十七の項の次に次のように加える。
別表第一の六十八の項中「職業転換給付金の支給」を「同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の再就職援助計画の認定」に改め、同表の六十九の項中「基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇	用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金」を「同法第十条第一項の失業等給付」に改め、同表の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、同項の次に次のように加える。
七十の二 厚生労働省	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による同法第九条第二項の港湾労働者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の二の項の次に次のように加える。

七十一の三 児童手当法第七十一条の三 児童手当の第一号の下欄に規定する者	児童手当法による同法第七十一条の規定により読み替えて適用する同法第八十一条の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の四 市町村社会福祉協議会又は都道府県社会福祉協議会	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による同法第二条第二項第七号の生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の五 独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）による同法第十二条第一項第十二号又は第十三号の小口の資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の六 厚生労働省	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による同法第三十八条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の七 厚生労働省	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の八 厚生労働省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による同法第九十五条の処遇改善の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十二の二の項中「並びに全国健康保険協会」を削り、「全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第二百二十六条第二項の交付」を「同法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の業務の実施」に改め、

七十二の二 全国健康保険協会及び健康保険組合	健康保険法による同法第五十二条若しくは第二百二十七条の保険給付の支給又は同法第八十三条の保険料等の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------------------	---

別表第一の七十三の項中「被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出」を

「同法第二十九条の保険給付の支給、同法第三十七条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五十一条の障害前払一時金若しくは同法第二

項の遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給」に改め、

七十三の二 国民健康保険組合	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給又は同法第七十六条の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------------	---

別表第一の七十四の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る届出」を「受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収」に改め、同表の七十七の項中「給付」の下に「若しくは一時金」を加え、「又は受給権者に係る」を「受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第九十九条の三の設立の認可又は同法第一百三十九条の」に改め、同表の七十七の六の項中「届出」の下に「同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同法第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存」を加え、「規定による」を削り、「一時金」の下に「若しくは一時金」を加え、同表の七十七の八の項中「厚生労働省」の下に「及び日本年金機構」を加え、「同法第十三条第三項の一時金の支給」を「同法第六十一条の永住帰国旅費、同法第七十一条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第七十一条の一時帰国旅費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付」に改め、同項を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える。

七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による同法第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の八 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の九 厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団		
七十七の十 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百一十一号）による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十七の十一 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）による同法第二条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十七の十二 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一の七十八の項中「年金である給付の支給」を「同法第五条の援護」に改め、同項の次に次のように加える。		
七十八の一 厚生労働省	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十八の二 厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十八の三 厚生労働省	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による同法第九条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十八の四 厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十八の五 厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十八の六 厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

七十八の七 厚生労働省	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の八十一の項の次に次のように加える。	
八十一の一 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の八十二の項中「の支給」を「同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。若しくは一時金の支給又は同法附則第五十七条第一項の特例業務負担金の徴収」に改め、同表の百七の項の次に次のように加える。	
百七の二 地方住宅供給公社	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による同法第十五条の公営住宅の管理（同法第四十七条第一項の規定に基づき公営住宅を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。	
一 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二の二の項の次に次のように加える。	
二の二 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二の三の項の次に次のように加える。	
三の二 教育委員会	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二の四の項中「による」の下に「同法第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施」を、「支給」の下に「又は同法第二十八条の実費の徴収」を加え、同項の次に次のように加える。	

四の二 保健所を設置する市又は特別区の長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の第二項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の項中「平成六年法律第百十七号」を削り、「による」の下に「同法第二十三条の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

五の二 市町村長

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の五の十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

児童福祉法による同法第二十二條第一項の助産施設における助産又は同法第二十三條第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の三 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長

五の四 指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二條の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）又は児童相談所を設置する市（以下「児童相談所設置市」という。）の長

児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同法第二項、第三項若しくは第七項の費用の

五の五 市長又は福祉事務所を管理する町村長

徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の六 市町村長その他の執行機関

児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の七 市町村長

母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）による同法第十七条又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の八 市長又は福祉事務所を管理する町村長

母子及び寡婦福祉法による同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の九 指定都市又は中核市の長

母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）又は同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十 市町村長

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十二 町村長（福祉事務所を管理する町村長を除く。）

生活保護法による同法第二十四条第六項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十三 市町村長	災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による同法第二十九条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第三十条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十四 市町村長	一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十五 指定都市又は中核市の長	身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十六 指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十七 市町村長(指定都市の長を除く。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十八 市町村長	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による同法第十五条の四の障害福祉サービスの提供、同法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十九 市長又は福祉事務所を管理する町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の二十 市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十一 市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十二 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第六十六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十三 市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による同法第十条の四若しくは第十一条の措置又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十四 市町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給又は同法第二百九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十五 市町村長	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給又は同法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十六 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給又は同法第四十一条の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十七 市長又は福祉事務所を管理する町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十八 町村長(福祉事務所を管理する町村長を除く。)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第四項の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十四条第六項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の二十九 市町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十 市町村長	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十一条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十一 市町村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十二 市町村長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十三 市町村長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十四 市町村長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二の八の項中「公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認」を「公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理」に改め、同項の次に次のように加える。	
八の二 市町村長	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二の九の項中「地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の」を削る。	
別表第三の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。	
一 都道府県知事	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の四の項の次に次のように加える。	
四の二 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三 都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第三の五の項の次に次のように加える。	
五の二 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三 教育委員会	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四 都道府県知事又は教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第七条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の五 都道府県知事	予防接種法による同法第六条第一項又は第二項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の六 都道府県知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第三の六の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項の次に次のように加える。	
六の二 都道府県知事	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の三 都道府県知事	雇用対策法による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の項の次に次のように加える。

七の二 都道府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の三 都道府県知事	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の四 都道府県知事	児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の五 都道府県知事その他 の執行機関	児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の六 都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の七 都道府県知事	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の八 都道府県知事	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の九 都道府県知事	身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十一 都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十二 都道府県知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十三 都道府県知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十四 都道府県知事	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十条第一項の規定又は同法第五十一条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十五 都道府県知事	未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十六 都道府県知事	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十七 都道府県知事	戦傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の十八 都道府県知事	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十九 都道府県知事	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の二十 都道府県知事	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第三の二十三の項中「第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認」を「第十五条の公営住宅の管理」に改め、同項の次に次のように加える。	

二十三の二 都道府県知事	住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同法第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第四の一の二の項を同表の一の三の項とし、同項の次に次のように加える。	
一の四 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。	
一 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二の二 教育委員会	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第四の三の項中「による」の下に「同法第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施」を、「支給」の下に「又は同法第二十八条の実費の徴収」を加え、同項の次に	

次のように加える。

三の二 保健所を設置する市又は特別区の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七條の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------------------	--

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

四の二 市町村長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の五の二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の六第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

四の三 市長又は福祉事務所を管理する町村長	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同法第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の五 市長又は福祉事務所を管理する町村長	児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の六 市町村長その他の執行機関	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の七 市町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第十七条又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の八 市長又は福祉事務所を管理する町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の九 指定都市又は中核市の長	母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)又は同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十 市町村長	母子保健法による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十二 町村長(福祉事務所を管理する町村長を除く。)	生活保護法による同法第二十四条第六項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十三 市町村長	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第三十条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十四 市町村長	一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十五 指定都市又は中核市の長	二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十六 指定都市の長	身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十七 市町村長(指定都市の長を除く。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十八 市町村長	知的障害者福祉法による同法第十五条の四の障害福祉サービスの提供、同法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十九 市長又は福祉事務所を管理する町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十 市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十一 市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の

四の二十二 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第六十六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十三 市町村長	老人福祉法による同法第十条の四若しくは第十一条の措置又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十四 市町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十五 市町村長	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給又は同法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十六 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給又は同法第四十四条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十七 市長又は福祉事務所を管理する町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十八 町村長（福祉事務所を管理する町村長を除く。）	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第四項の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十四条第六項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二十九 市町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同法第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同法第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十 市町村長	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十一条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十一 市町村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十二 市町村長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十三 市町村長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十四 市町村長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第四の七の項中「第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認」を第十五条の公営住宅の管理」に改め、同項の次に次のように加える。	
七の二 市町村長	住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同法第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第四の八の項中「地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の」を削る。	
別表第五第一号を同表第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。	
一 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第五第四号の次に次の二号を加える。	四の三 地方人特別税等に関する暫定措置法による地方人特別税の賦課徴収又は地方人特別税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査	

別表第五第六の次に次の三号を加える。

六の二 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第七條第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の三 予防接種法による同法第六條第一項又は第二項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九條第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。)若しくは第四十六條第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七條第一項若しくは第三十七條の二第一項の費用の負担又は同法第四十二條第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第七号中「による」の下に「同法第二條第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七條の健康診断、同法第三十八條の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九條の養護事業の実施又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八條第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一條の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の三 雇用対策法による同法第十八條の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第八の次に次の二号を加える。
八の二 児童福祉法による同法第六條の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十條第一項の療育

の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一條の五の事業の実施、同法第三十三條の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定、同法第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同法第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 児童福祉法による同法第二十二條第一項の助産施設における助産又は同法第二十三條第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第九号中「昭和三十六年法律第二百三十八号」を削り、「による」の下に「同法第四條第一項の」を加え、同号の次に次の六号を加える。

九の二 児童手当法による同法第十七條第一項の規定により読み替えて適用する同法第八條第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の三 母子及び寡婦福祉法による同法第十三條第一項(同法第三十二條第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法附則第三條第一項若しくは第六條第一項の資金の貸付け、同法第七條若しくは第三十三條第一項の便宜の供与又は同法第三十一條の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四 生活保護法による同法第十九條第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三條の保護に要する費用の返還又は同法第七十七條第一項若しくは第七十八條の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五 災害救助法による同法第二條の救助又は同法第二十九條の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の六 身体障害者福祉法による同法第十五條第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七條第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九條第一項若しくは第二十九條の二第一項の入院措置、同法第三十一條の費用の徴収、同法第三十八條の四の退院等の請求又は同法第四十五條第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号を次のように改める。

十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三條第一項の特別児童扶養手当、同法第十七條の障害児福祉手当若しくは同法第二十六條の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による同法附則第九十七條第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十の次に次の九号を加える。

十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六條の自立支援給付の支給又は同法第七十八條の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四條第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十七号)による同法附

則第四條第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の四 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五條の援護に関する事務のうち、同法第五十條第一項の規定又は同法第五十一條の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の五 未帰還者留守家族等援護法による同法第五條第一項の留守家族手当、同法第十五條の帰郷旅費、同法第十六條第一項の葬祭料、同法第十七條第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六條の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四條の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三條第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二條の規定又は同法第十三條の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の七 戦傷病者特別援護法による同法第九條の援護に関する事務のうち、同法第二十八條の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三條の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四條の規定又は同法第十五條の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三條第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二

条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十八号中「第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認」を「第十五条の公営住宅の管理」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十八の二 住宅地区改良法による同法第二

十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第三十一号を次のように改める。

三十一 建築士法による同法第四条第二項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二若しくは第二十三号の五第一項若しくは第二十三号の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六(第三十条の十五関係)

提供を受ける都道府県知事以外の都道府県の執行機関		事	務
一 教育委員会		特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二十一条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二 教育委員会		学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
三 教育委員会		公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第七条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四 都道府県知事以外の執行機関		児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第三号施行日前に前条の規定による改正前の住民基本台帳法(以下この条及び第二十二条において「第三号旧住民基本台帳法」という。)第三十条の四十四第三項の規定により交付

本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、同項に規定する個人番号カードとみなして、前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第三号新住民基本台帳法」という。)の規定を適用する。

3 第三号施行日から附則第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)の前日までの間に第三号新住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人(第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。以下この項において同じ。)から第三号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあつた場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中(以下「機構保存本人確認情報」という。)のうち住民票コード以外のもの」とあるのは、「(以下「機構保存本人確認情報」という。)(第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「又は機構」とあるのは、「機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人」とする。この場合において、第三号新住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの項の規定により読み替えて適用する第三号新住民基本台帳法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に第三号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関(第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に

限る。)から第三号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)」とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

6 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

用法第二十一条の規定による事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載さ

れた住民票コードを提供するものとする。

機構は、前項の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

前二項に規定する場合において、機構は、機構保存本人確認情報を利用することができ

る。

第三十条の十六中「第三十条の九」の下に「及び第三十条の九の二」を、「機構保存本人確認情報」の下に「及び住民票コード」を加える。

第三十条の二十三の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の九」の下に「又は第三十条の九の二第一項」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「法人」の下に「又は総務省」を加える。

第三十条の二十五第二項中「機構保存本人確認情報」の下に「又は住民票コード」を加える。

第三十条の二十八の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第一項中「第三十条の九」の下に「第三十条の十」を加え、若しくは都道府県知事」を、都道府県知事」に、又は別表第一」を「若しくは別表第一」に定める、法人」の下に「又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けた総務省」を、「提供を受けた本人確認情報」の下に「又は住民票コード」を加え、「受領した本人確認情報」を「受領した本人確認情報等」に、「当該本人確認情報」を「当該受領した本人確認情報等」に改め、同条第二項中「本人確認情報」に改める。

第三十条の二十九の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「本人確認情報の提供」を「本人確認情報等（本人確認情報又は住民票コードをいう。次条第二項及び

第三項において同じ。の提供」に、「受領した本人確認情報」を「受領した本人確認情報等」に改める。

第三十条の三十の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第二項中「第三十条の九」の下に「又は第三十条の九の二」を加え、「又は法人」を「若しくは法人又は総務省」に、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に、「又は同欄」を「同欄」に改め、「これらの職にあつた者」の下に「又は総務省の職員若しくは職員であつた者」を加え、同条第三項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第三十条の三十一（見出しを含む。）中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第三十条の三十七に次の一項を加える。

4 総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し住民票コードの提供を求めることができることとされているものの遂行のために必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の三十八第一項中「又は機構」を、「機構又は総務省」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 当分の間、前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの」とあるのは（以下「機構保存本人確認情報」という。）と、第四号新住民基本台帳法第三十条

の三十七第四項中「総務省」とあるのは「別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」と、「住民票コードの提供」とあるのは「本人確認情報又は住民票コードの提供」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「機構又は総務省」とあるのは「機構、別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」とする。

2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）とあるのは「機構

構保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

5 当分の間、第四号新住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十四の規定に

よる求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「本人確認情報（住民票コードを除く。）とあるのは「本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

6 当分の間、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）若しくは第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）又は第四号新住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府

府県の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。』からこれらの規定に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第二項中「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の十五第二項中「都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、都道府県知事」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

ろにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」とする。

(保険業法の一部改正)

第二十三条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六十七条中「第十五条まで」の下に「会社法人等番号」を、「添付すべき電磁的記録」の下に「添付書面の特例」を加える。

第二百六条中「第十五条まで」の下に「会社法人等番号」を加え、「第十九条の二」を「第十九条の三」に改め、「添付すべき電磁的記録」の下に「添付書面の特例」を加える。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正)

第二十四条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び住所」を「住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。」及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号、次条及び第五条において同じ。)又は同法第二条第十五項に規定する法人番号(個人番号又は法人番号(同項に規定する法人番号をいう。次条において同じ。)を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所)に改める。

第三条第一項中「及び住所」を「住所」に、「同じ。」を「同じ。」及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。)を「に改め、同項各号中「及び住所」を「住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第五条第一項中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号」に改める。

第五号第一項中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号」に改める。

第五号第一項中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号」に改める。

第五号第一項中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号」に改める。

第五号第一項中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調査法」という。第二条第六号の規定は、第三号施行日以後に同条第六号の確認をする同号の口座又は勘定について適用し、第三号施行日前に前条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(次項において「旧国外送金等調査法」という。第二条第六号の確認をした同号の口座又は勘定については、なお従前の例による。)

第三号施行日の前日において旧国外送金等調査法第二条第三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から三年を経過した日(以下この項において「三年経過日」という。以後最初に新国外送金等調査法第三条第一項に規定する国外送金等をする日(同日において新国外送金等調査法第二条第六号に規定する個人番号(以下この項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。))にあつては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項において「番号通知日」という。))の属する月の翌月末日)までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあつては、番号通知日)までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

前項本文の場合において、同項の本人口座を開設し、又は設定する者が同項に規定する国外送金等をする日までに同項の確認を受けないときは、同日以後は、当該本人口座である口座又は勘定は、新国外送金等調査法第二条第六号に規定する本人口座に該当しないものとして、新国外送金等調査法の規定を適用する。

4 新国外送金等調査法第五条第一項の規定は、第三号施行日の属する年の翌年の一月一日以後に提出すべき同項に規定する国外財産調査について適用し、同日前に提出すべきであつた内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条第一項に規定する国外財産調査については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の」及び「(以下「新法」という。))」を削る。

附則第四条中「新法第三十条の二第二項」を「住民基本台帳法第三十条の三第二項」に、「新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事」を「同法第三十条の二第二項の規定により地方公共団体情報システム機構」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第六十七条特定個人情報ファイルの提供、第六十八条(個人番号の提供及び盗用)又は第七十条第一項(詐欺等行為等による個人番号の取得)の罪

3 前項本文の場合において、同項の本人口座を

する都道府県の都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書(利用者署名検証符号が当該利用者に係る)」を「署名用電子証明書(署名利用者検証符号が当該署名利用者の)」に改め、同条第三項中「利用者確認」を「署名利用者確認」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 住所都市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二条第七項に規定する個人番号カード)をいう。第二条第四項において同じ。その他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するものとする。

第三条第五項中「住所都市町村長は」の下に「前項の規定による記録をしたときは」を加え、「利用者確認をした」を「当該」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第六項中「都道府県知事は」を「機構」に、「当該都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第八項中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第一款 署名用電子証明書

第四条の見出し中「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に改め、同条中「利用者」を「署名利用者」に、「当該利用者に係る利用者署名符号」を「当該署名利用者の署名利用者符号」に、「き損」を「毀損」に、「その他利用者署名符号」を「その他署名利用者符号」に改める。

第五条を次のように改める。

(署名用電子証明書の有効期間)

第五条 署名用電子証明書の有効期間は、総務省令で定める。

第六条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条中「利用者」を「署名利用者」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第七条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条中「電子証明書には」を「署名用電子証明書には」に改め、同条第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第二号中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に改め、同条第三号中「利用者」を「署名利用者」に改める。

第八条の見出しを「署名用電子証明書発行記録の記録」に改め、同条中「電子証明書を発行した都道府県知事」を「機構は、署名用電子証明書を発行したとき」に、「当該電子証明書」を「当該署名用電子証明書」に、「当該都道府県知事」を「機構」に、「以下「発行記録」という」を「」及び当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「署名用電子証明書発行記録」という)に改める。

第九条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第一項中「利用者は、当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事に対し、当該電子証明書」を「署名利用者」は、機構に対し、当該署名利用者に係る署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「同条第五項中」の下に「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、を加え、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書の通知」を「署名用電子証明書」に、「内容の通知」を「内容」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条

第三項中「利用者は」を「署名利用者は」に、「利用者」を「署名利用者」に、「当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事」を「機構」に、「同条第四項の規定により作成した利用者署名符号」を「当該署名利用者の署名利用者符号」に改め、同条第四項中「規定による」を削る。

第十条の見出し中「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に改め、同条第一項中「利用者は、第三条第四項の規定により作成した利用者署名符号」を「署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号」に、「き損した」を「毀損した」に、「利用者署名符号を記録した同項」を「署名利用者符号を記録した第三条第四項」に、「当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事」を「機構」に、「届け出なければならぬ」を「届出をしななければならない」に改め、同条第二項中「申請をしようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、を削り、「同条第五項中」の下に「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、を加え、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書の通知」を「署名用電子証明書」に、「内容の通知」を「内容」に、「都道府県知事」を「機構」に改める。

第十一条の見出しを「署名用電子証明書失効申請等情報の記録」に改め、同条中「規定による」を削り、「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に改める。

第十二条の見出しを「署名利用者異動等失効情報の記録」に改め、同条中「都道府県知事は、利用者について」を「機構は」に、「第三十条の十五第三項に規定する通知があったとき」を「第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報」という)によって署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったとき」に、「通知に係る利用者」に発行した電子証明書を「署名利用者」に発行した署名用電子証明書に、「当該通知があった」を「当該事由に該当した」に、「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があったこと。

二 当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと。

第十三条の見出しを「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録」に改め、同条中「都道府県知事は」を「機構は」に、「当該都道府県知事が発行した電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「当該電子証明書に係る利用者」を「当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に、「電子証明書の」を「署名用電子証明書の」に改める。

第十四条の見出しを「署名用電子証明書発行署名符号の漏えい等に係る情報の記録」に改め、同条中「都道府県知事は、当該都道府県知事が発行した電子証明書に係る署名符号(当該電子証明書を発行した都道府県知事が当該電子証明書」を「署名用電子証明書」に「署名用電子証明書発行署名符号(機構が署名用電子証明書」に、「き損した」を「毀損した」に、「発行者署名符号の」を「署名用電子証明書発行者署名符号の」に、「発行者署名符号を」を「署名用電子証明書発行者署名符号を」に、「電子証明書の」を「署名用電子証明書の」に改める。

第十五条の見出しを「署名用電子証明書の失効」に改め、同条第一項中「電子証明書は」を「署名用電子証明書は」に改め、同項第一号中「都道府県知事」を「機構」に、「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、同項第二号中「都道府県知事」を「機構」に、「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に改め、同項第三号中「都道府県知事」を「機構」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に改め、同項第四号中「都道府県知事」を「機構」に、「発行者署名符号」を「署名用電子証明書発行者署名符号」に改め、同項第五号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に、「利用者」を「署名利用者」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第十六条の見出しを「署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等」に改め、同条中「都道府県知事」を「機構」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「保存されている失効情報」を「保存されている署名用電子証明書失効情報」に、「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に、「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に、「記録誤り等」を「署名用電子証明書記録誤り等」に、「発行者署名符号」を「署名用電子証明書発行者署名符号」に、「それらの失効情報」を「それらの署名用電子証明書失効情報」に改める。

第二章第二節の節名を削る。

第十七条の見出しを「署名検証者等に係る届出等」に改め、同条第一項中「利用者」を「署名利用者」に、「都道府県知事に対して」を「機構に対して」に、「失効情報」を「署名用電子証明書失効情報」に、「失効情報ファイル」

を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、「(第四号及び第五号に掲げる者)については電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあつては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。」を削り、「当該都道府県知事」を「機構」に改め、同項第一号中「行政機関等」の下に「(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 前各号に掲げる者以外の者であつて、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が行った電子利用が当該電子証明を行ったことの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして総務大臣が認定するもの

第十七条第二項中「前項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第三項第一号中「適合しなくなったとき」の下に「又は同項第六号に規定する確認を同号の政令で定める基準に適合して行うことができなくなったと認められるとき」を加え、同項第二号中「第二十五条第一項又は第二十六条第一項」を「第五十条第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項」に改め、同項第六号中「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報」を「署名用電子証明書失効情報等」に、「第二十八条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十号とし、同項第五号中「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に、「第二十八

報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、「第二十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を同項第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

第十七条第三項第四号中「第二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を同項第六号とし、同条の次に次の一号を加える。

七 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

第十七条第三項第三号中「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、同条を同項第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第十七条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

第十七条第三項に次の一号を加える。

十一 認定を受けた者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第五十五条第一項に規定する受領した利用者証明

用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

第十七条第四項中「都道府県知事及び」を「機構及び」に、「当該都道府県知事」を「機構」に改め、同条第五項中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「都道府県知事に対して」を「機構に対して」に、「失効情報の」を「署名用電子証明書失効情報の」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「当該都道府県知事」を「機構」に改め、同条第六項中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

第十八条の見出し中「失効情報」を「署名用電子証明書失効情報」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「機構」に、「第十九条の二第二項」を「第二十条第一項」に、「失効情報」を「署名用電子証明書失効情報」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「都道府県知事」を「機構」に、「及び第二項」を「又は第二項」に、「失効情報及び」を「署名用電子証明書失効情報又は」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同項第一号中「第十九条の三、第二十五条第三項又は第二十六条第三項」を「第二十一条、第五十条第三項又は第五十二条第四項」に改め、同項第二号中「第二十五条第三項」を「第五十条第三項」に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、同項第三号中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改め、同項第四号中「第二十五条第三項」を「第五十条第三項」に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を

含む。を」を加え、「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改め、同項第五号中「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、「第二十五条第三項」を「第五十条第三項」に、「第二十八条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「都道府県知事」を「機構」に、「前二項」を「前三項」に、「失効情報及び」を「署名用電子証明書失効情報、」に、「失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報ファイル」又は「対応証明書の発行の番号」に改め、同項第一号中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「第二十五条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項」を「第五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、同項第三号中「第二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同項第四号中「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、「第二十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同項第五号中「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、「第二十五条第一項」を「第五十条第一項」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に、「第二十八条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止されたとき。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下「対応証明書の発行の番号」という。)を提供するものとする。

一 利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号

二 署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号

第十九条第一項中「利用者から当該利用者に係る利用者署名符号」を「署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号」を「署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号」に改め、同条第二項中「利用者から」を「署名利用者から」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に記録された署名利用者検証符号を「署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書と」に、「電子証明書と」を「署名用電子証明書と」に、「電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号」を「署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号」に改める。

第六十五条第一項中「第五十六条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、「第十七条第一項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第二項中「第五十六条第二項」を「第六十六条第二項」に、「署名検証者又は団体署名検証者」を「署名検証者若しくは団体署名検証者又は利用者証明検証者」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十四条中「指定認証機関」を「機構」に改め、同条第一号中「第四十五条」を「第四十条」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項又は第二項」を「第四十三条第一項」に、「これら」を「同項」に改め、同条第三号を削り、同条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条を削る。

第六十二条中「第二十二條、第二十三條、第二十七條第一項」を「第四十七條、第四十八條、第五十四條第一項」に、「第四十一條第一項若しくは第二項」を「第五十五条」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条第一項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」又は「署名用電子証明書」に改め、同条を第七十三条とする。

第五章中第六十条を第七十二条とし、第五十九条を第七十一条とし、第五十八条を第七十条とする。

第五十七条第一項中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十条とする。

第五十六条第一項中「第十七条第二項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「第六十五条第二項」を「第七十八条第二項」に改め、「団体署名検証者」の下に「並びに利用者証明検証者(行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。)」を加え、同条を第六十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項の規定による署名用電子証明書発行に係る事務

二 第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務

三 第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

四 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務

五 第二十二條第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

六 第三十七條第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務

七 第三十七條第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

二 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

三 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所都市町村長に委託することができる。

(機構がした処分等に係る不服申立て)

第六十八条 機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務

大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）による審査請求をすることができ。

第五十五条中「地方公共団体」及び「都道府県」を「機構」に、「利用者」を「署名利用者及び利用者証明利用者」に改め、同条を第六十五条とする。

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六章を第五章とする。

第三十三条を削る。

第三十二条中「都道府県知事」及び「当該都道府県」を「機構」に改め、第三章中同条を第六十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等）

第六十三条 機構、署名検証者等、署名確認者又は利用者証明検証者以外の者は、何人も、業として、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の記録されたデータベース（自己以外の者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号を含む当該自己以外の者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

2 総務大臣は、前項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に

対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第六十四条 総務大臣は、前条第二項又は第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第一項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条中「都道府県知事」を「機構」に、

「第二十九条第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条を第六十一条とする。

第三十条第二項中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条を第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開示の手数料）

第六十条 機構は、第五十八条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第二十九条中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十八条の見出し中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第一項中「委託」の下に「（二）以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第二項中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第二項中

等」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務）

第五十七条 利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関し知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二十七条第一項中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第二項中「から」を「から」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「電子計算機処理等の委託」の下に「（二）以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、同条第三項中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用者証明検証者の職員等の秘密保持義務等）

第五十五条 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その事務に関し知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関し知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領

した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第二十六条の見出し中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第一項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「受領した失効情報等」を「第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「受領した失効情報等の」を「これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条第三項中「第十九条の三第一項」を「第二十一条第一項」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「受領した失効情報等を」を「第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条第三項中「第十九条の三第一項」を「第二十一条第一項」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「受領した失効情報等を」を「第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第二十六条を第五十二条とし、同条の次に次

の一条を加える。

(利用者証明検証者の受領した利用者証明書
電子証明書失効情報等の利用及び提供の制
限)

第五十三条 利用者証明検証者は、第三十八

条第一項の規定により利用者証明書電子証明書
が効力を失っていないことの確認をするため
必要な範囲内で、受領した利用者証明書電子
証明書失効情報等を利用するものとし、受領
した利用者証明書電子証明書失効情報等の全
部又は一部を当該確認以外の目的のために利
用し、又は提供してはならない。

第二十五条の見出し中「失効情報等」を「署
名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第一
項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、
「失効情報及び」を「署名用電子証明書失効情
報、に」、「失効情報ファイル」を「署名用電子
証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行
の番号」に、「失効情報等」を「署名用電子証
明書失効情報等」に改め、同条第二項中「失効
情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に
改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわたる
委託を含む。」を加え、同条第三項中「第十九
条の二第一項」を「第二十条第一項」に改め、
同条第四項中「委託」の下に「(二)以上の段階に
わたる委託を含む。」を加え、同条を第五十条
とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用者証明検証者による受領した利用者証
明用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十一条 第三十七条第一項又は第二項の規
定により保存期間に係る利用者証明書電子証
明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明
用電子証明書失効情報ファイルの提供を受け
た利用者証明検証者がこれらの規定により提
供を受けた保存期間に係る利用者証明書電子
証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証
明用電子証明書失効情報ファイル(以下「受
領した利用者証明書電子証明書失効情報等」
という。)の電子計算機処理等を行うに当た

ては、当該利用者証明検証者は、受領した利
用者証明書電子証明書失効情報等の漏えいの
防止その他の当該受領した利用者証明書電子
証明書失効情報等の適切な管理のために必要
な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、利用者証明検証者から受領
した利用者証明書電子証明書失効情報等の電
子計算機処理等の委託(二以上の段階にわた
る委託を含む。)を受けた者が受託した業務を
行う場合について準用する。

第二十四条第一項中「都道府県知事」を「機
構」に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階に
わたる委託を含む。」を加え、「電子証明書」を
「署名用電子証明書若しくは利用者証明書電子
証明書」に改め、同条第二項中「委託」の下に
「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を加え、
「電子証明書」を「署名用電子証明書又は利用
者証明書電子証明書」に改め、同条を第四十九
条とする。

第二十三条第一項中「電子証明書」を「署名
用電子証明書又は利用者証明書電子証明書」に
改め、同条第二項中「から電子証明書」を「か
ら署名用電子証明書若しくは利用者証明書電子
証明書」に改め、「電子計算機処理等の委託」の
下に「(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を
加え、「知り得た電子証明書」を「知り得た署
名用電子証明書又は利用者証明書電子証明書」
に改め、同条を第四十八条とする。

第二十二条の見出し中「都道府県の職員等」
を「機構の役職員等」に改め、同条第一項中「電
子証明書」を「署名用電子証明書若しくは利用
者証明書電子証明書」に、「都道府県の職員又
は職員であった者」を「機構の役員若しくは職
員(地方公共団体情報システム機構法(平成二
十五年法律第 号)第二十六条第一項に規
定する認証業務情報保護委員会の委員を含む。)
又はこれらの職にあつた者」に改め、同条第二
項中「都道府県知事」を「機構」に、「電子証
明書」を「署名用電子証明書若しくは利用者証

明用電子証明書」に、「電子計算機処理等又は」
を「電子計算機処理等若しくは」に改め、「電
子計算機処理等の委託」の下に「(二)以上の段
階にわたる委託を含む。」を加え、同条を第四
十七条とする。

第二十一条を削る。

第二十条第一項中「都道府県知事が発行記録、
失効情報及び失効情報ファイル」を「機構が署
名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失
効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル
並びに利用者証明書電子証明書発行記録、利用
者証明書電子証明書失効情報及び利用者証明用
電子証明書失効情報ファイル」に、「当該都道
府県知事」を「機構」に、「き損」を「毀損」に
改め、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」
に改め、「委託」の下に「(二)以上の段階にわた
る委託を含む。」を加え、同条を第四十四条と
し、同条の次に次の二条を加える。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、
認証業務情報を利用し、又は提供してはなら
ない。

- 一 第十一条から第十四条までの規定による
署名用電子証明書失効情報の記録のために
署名用電子証明書発行記録を利用する場合
- 二 第十八条第一項の規定により保存期間に
係る署名用電子証明書失効情報を提供する
場合
- 三 第十八条第二項の規定により保存期間に
係る署名用電子証明書失効情報ファイル
を提供する場合
- 四 第十八条第三項の規定による対応証明書
の発行の番号の提供のために署名用電子証
明書発行記録及び利用者証明書電子証明書
発行記録を利用する場合
- 五 第三十条から第三十三条までの規定によ
る利用者証明書電子証明書失効情報の記録
のために利用者証明書電子証明書発行記録
を利用する場合

六 第三十七条第一項の規定により保存期間
に係る利用者証明書電子証明書失効情報を
提供する場合

七 第三十七条第二項の規定により保存期間
に係る利用者証明書電子証明書失効情報
ファイルを提供する場合

八 認証業務情報の利用につき当該認証業務
情報に係る本人が同意した事務を機構が遂
行する場合

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第四十六条 機構及び市町村長は、認証業務及
びこれに附帯する業務の実施に際して知り得
た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の
用に供する目的以外の目的に使用してはなら
ない。

第十九条の三第一項中「利用者から当該利用
者に係る利用者署名符号」を「署名利用者から
当該署名利用者の署名利用者符号」に、「電子
証明書」を「署名用電子証明書」に、「利用者
署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、
「対応する利用者署名符号」を「対応する署名
利用者符号」に改め、同条第二項中「利用者か
ら」を「署名利用者から」に、「電子証明書」を
「署名用電子証明書に記録された署名利用者
検証符号」に、「電子証明書と」を「署名用
電子証明書と」に、「電子証明書に記録された
利用者署名検証符号に対応する利用者署名符
号」を「署名利用者検証符号に対応する署名利
用者符号」に改め、第二章同条を第二十一条
とし、同条の次に次の二節を加える。

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書
(利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者
は、住所市町村長を経由して、機構に対し、
自己に係る利用者証明用電子証明書(利用者
証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者
のものであることを証明するために作成され
る電磁的記録をいう。以下同じ。)の発行の申

前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者証明利用者確認」という。）をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

住所地市町村長は、前項の規定により利用
者証明利用者確認をしたときは、総務省令で
定めるところにより、当該申請者の利用者証
明利用者符号及びこれと対応する利用者証明
利用者検査符号を作成し、これらを当該申請
者の個人番号カードその他の総務省令で定め
る電磁的記録媒体に記録するものとする。

住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び利用者が証明利用若し検証符号を機構に通知するものとする。

前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所所在地町村長に通知するものとする。

前項の規定による通知を受けた住所都市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る利用者証明用電子証明書を第四

第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地球町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

第二十三条 利用者証明利用者は、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

第二十四条 利用者証明用電子証明書の有効期間は、総務省令で定める。

(利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

第二十五条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

第二十六条 利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で総務省令で定めるもの

（利用者証明用電子証明書発行記録の記録）

第二十七条 機構は、利用者証明用電子証明書

を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用電子証明書（当該利用者証明用電子証明書について機構が行つ

第二十八条 利用者証明利用者は、機構に対し、

当該利用者が証明利用者に係る利用者証明用電
子証明書の失効を求める旨の申請をすることが
できる。

第二十二條第二項、第三項、第五項及び第

八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」とある。

めるところにより、「申請書の内容及び

利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに」

に第二項の規定による利月者證明書を、主所

「書」とあるのは、日記書の内容と。住所は
地市町村長又は機構」とあるのは、「住所地市
町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とする
るのは「機構」と読み替えるものとする。

利用者証明利用者が署名利用者である場合

において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の同一性を、電磁的記録及び電磁的通信により

用者の使用に係る電子計算機から電気通信回

信することにより第一項の申請をすることができ、この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利
用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行

4 第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。

(利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第二十九条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二條第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

第二十二條第二項、第三項、第五項及び第

八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」

とあるのは「届出書」と、「申請者」とある

のは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのの

は「届出者」と、「申請書の内容及び利用者

証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」と

あるのは「届出書の内容」と、「住所地市町

「村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第三十条 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る利用者証明用電子証明書書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があつ

た旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書失効情報の記録)

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報によつて利用者証明用利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該利用者証明用利用者に発行した利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明用電子証明書失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該利用者証明用利用者に係る住民票が削除されたこと(住民基本台帳法第二十四条の規定による届出(次号において「転出届」という。))に基づき当該住民票が削除された場合を除く。)

二 当該利用者証明用利用者が転出届をした場合において、当該利用者証明用利用者が住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出を行うことなく、当該転出届により届けた転出の予定年月日から三十日を経過したとき。

(利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第三十二条 機構は、利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ(以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。))があることを知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書記録誤り等があった利用者証明用電子証明書の発行の番

号、利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書発行署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十三条 機構は、利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行署名符号(機構が当該利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。))が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「利用者証明用電子証明書発行署名符号の漏えい等」という。))を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行署名符号を用いて電子署名を行った利用者証明用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書発行署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明用電子証明書発行署名符号の漏えい等に係る情報」という。))を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書の失効)

第三十四条 利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第三十条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第三十一条の規定により利用者証明用電子証明書失効情報を記録したとき。

三 機構が第三十二条の規定により利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記

録したとき。

四 機構が前条の規定により利用者証明用電子証明書発行署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、利用者証明用電子証明書記録誤り等があった利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用利用者に対し、速やかに当該利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第三十五条 機構は、総務省令で定めるところにより、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条の規定により保存する利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十一条の規定により保存する利用者証明用電子証明書失効情報、第三十二条の規定により保存する利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する利用者証明用電子証明書発行署名符号の漏えい等に係る情報)をいう。以下同じ。))の集合物であつて、それらの利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(以下同じ。))を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

(利用者証明検証者に係る届出等)

第三十六条 第十七條第一項各号に掲げる者は、利用者証明用利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明用利用者が当該電子利用者証明を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

2 前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者(以下「利用者証明検証者」という。))は、機構が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たつて合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決

めを締結しなければならない。

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。))の提供を行うものとする。

2 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(第三十五条の規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報

ファイルという。以下同じ。の提供を行うことができる。

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十二条の規定に違反したとき。

二 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

四 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

五 利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第四項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効

情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

（利用者証明検証者の義務）

第三十八条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者若しくは当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に關して利用者証明用電子証明書の通知を受領したときは、当該利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者符号に對應する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2 利用者証明検証者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者符号を、当該利用者証明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号に對應する利用者証明利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

第三節 認証事務管理規程等

（認証事務管理規程）

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に關し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可した認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に對し、これを變更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け）

第四十条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に關する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

ればならない。

（報告書の公表）

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

（監督命令）

第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に對し、認証事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができ。

（報告及び立入検査）

第四十三条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に對し、認証事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条の二第二項中「及び第二項」を「又は第二項」に、「失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイル」を「署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に、「電子証明書」を「署名用

電子証明書」に改め、同条第二項中「第十八条第四項各号」を「第十八条第五項各号」に改め、同条第三項中「利用者に係る利用者署名符号」を「署名利用者の署名利用者符号」に、「電子証明書の」を「署名用電子証明書の」に、「電子証明書を」を「署名用電子証明書に記録された署名利用者検査符号を」とに、「電子証明書と」を「署名用電子証明書と」に、「電子証明書に記録された利用者署名検査符号に對應する利用者署名符号」を「署名利用者検査符号に對應する署名利用者符号」に改め、同条を第二十條とする。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 第三号施行日前に前条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に關する法律（以下この条において「旧公的個人認証法」という。）第三十六条の規定により都道府県知事が発行した電子証明書（以下この条において「電子証明書」という。）は前条の規定による改正後の電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に關する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定により機構が発行した署名用電子証明書と、旧公的個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書は新公的個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書の有効期間については、なお従前の例による。

2 第三号施行日において現に旧公的個人認証法第八条の規定に基づき都道府県知事若しくは旧公的個人認証法第三十四条第一項に規定する指定認証機関（以下この条において「指定認証機関」という。）が保存している発行記録、旧公的個人認証法第十一条の規定に基づき都道府県知事若しくは指定認証機関が保存している失効申請等情報、旧公的個人認証法第十二条の規定に基づき都道府県知事若しくは指定認証機関が保存している異動等失効情報、旧公的個人認証法第

項の規定によりされた報告の求めとみなす。

9 第三号施行日において現に旧公的個人認証法第五十三条第一項において準用する旧公的個人認証法第二十九条第一項の規定により指定認証機関に對してされている開示の請求又は旧公的個人認証法第五十三条第一項において準用する旧公的個人認証法第三十一条第一項の規定により指定認証機関に對してされている訂正等の求めは、それぞれ新公的個人認証法第五十八条第一項の規定により機構に對してされた開示の請求又は新公的個人認証法第六十一条第一項の規定により機構に對してされた訂正等の求めとみなす。

10 第三号施行日において現に都道府県知事又は指定認証機関（機構を除く。以下この項において同じ。）が認証事務等（旧公的個人認証法第三十六条第一項第一号に規定する認証事務等をいう。以下この項において同じ。）を行っている場合における当該都道府県知事又は当該指定認証機関から機構に對する認証事務等の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

（不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条第三号を削る。

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

附則第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条 削除

障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三十五条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二十六号及び第二十七号を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百二十六条を次のように改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二百二十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による」を「第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三十一条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の」に改め、同表の四十二の項中「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号）による」を「第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号）第三条の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚

生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第五項、第三十七条第一項若しくは第四十一条第一項の」に改め、同表の四十八の項中「による」を「第二十條第二項の退職等年金給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八條第三項若しくは第七十九條の」に改め、同表の七十三の二の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表の七十四の項中「日本年金機構」の下に「地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会並びに日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同表の七十五の項及び七十六の項中「管掌者」を「実施者」に改める。

附則第二百五十七條を次のように改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する法律の一部改正）

第九十四 市町村長

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

関係する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十七条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十五条を次のように改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

厚生労働大臣又は都道府県知事は日本年金機構	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

附則第六号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）附則第三号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第 号）附則第三号」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十八条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号イ中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）」に改め、同条第六号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第 号）」に改める。

（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「第十五条」を「第十六条」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

（地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四十条 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十一条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

附則第十七条のうち、住民基本台帳法別表第一の改正規定中「七十七の十三の項」を「七十七の七の項」に、「七十七の十四の項」を「七十七の八の項」に改め、同表の七十七の十二の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の十二の項」を「七十七の六の項」に、「七十七の十三」を「七十七の七」に、「又は地方公務員共済組合」を「地方公務員共済組合」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第二十一条を次のように改める。
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

九十五 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	---

別表第二に次のように加える。

百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

附則第二十二条中「百十八」を「百十七」に、「百十七」を「百十六」に、「百十七の項」を「百十六の項」に、「百十八の項」を「百十七の項」に、「百十六の項」を「百十五の項」に改める。

（地方公共団体情報システム機構法の一部改正）

第四十三条 地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二十二條第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。
（内閣府設置法の一部改正）

第四十四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「治安の確保」の下に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保」を加える。
第四条第三項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること
（他省の所掌に属するものを除く。）
第四条第三項第五十九号の次に次の一号を加

える。
五十九の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第三十八条に規定する事務

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に、「特定個人情報保護委員会」を加える。
第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

特定個人情報保護委員会
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(総務省設置法の一部改正)

第四十五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第七項の規定による個人番号(同法第二項第五項に規定する個人番号をいう。)の指定及び通知、同法第二項第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二項第一項の規定による情報提供ネットワークシステム(同法第二項第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。)の設置及び管理に

するものは、並びに同法第二項第七項に規定する個人番号カードとする。

(財務省設置法の一部改正)

第四十八条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中第二十八号を削り、第二十七号を第二十八号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第 号)第五十八條の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。

(総務省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 この法律の施行の日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の総務省設置法第四條第九十三号の規定の適用については、同号中「指定及び通知、同法第二項第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二項第一項の規定による情報提供ネットワークシステム(同法第二項第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。)」の設置及び管理」とあるのは、「指定及び通知」とする。

第四十七条 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における第四十五條の規定による改正後の総務省設置法第四條第九十三号の規定の適用については、同号中「指定及び通知、同法第二項第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二項第一項の規定による情報提供ネットワークシステム(同法第二項第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。)」の設置及び管理」とあるのは、「指定及び通知」とする。

第四十八条 この法律(附則各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの

法律の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二号まで、第四十四号(内閣府設置法第四條第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。)及び第五十條の規定 公布の日

二 第三條、第二十八條、第二十九條(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の改正規定に限る。)及び第四十四條(内閣府設置法第四條第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定を除く。)の規定 番号利用法附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

三 第四條、第七條、第八條、第十條から第十二條まで、第十四條、第十五條、第十九條、第二十條、第二十四條、第二十五條、第二十九條(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三條第二項(第十條第二項において準用する場合を含む。)」を「第十條第二項において準用する第三條第二項及び第二十九條第二項において準用する第三十二條第二項」に改める部分に限る。)、第三十一條、第三十二條及び第四十三條の規定 番号利用法附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

四 第二十一條及び第二十二條の規定 番号利用法附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日

(小字及び一は衆議院修正)

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律

(内閣法の一部改正)

第一条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條を第二十四條とし、第十九條から第二十二條までを一号ずつ繰り下げる。

第十八條第二項中「及び内閣危機管理監」を「内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」に改め、同條を第十九條とする。

第十七條第二項中「及び内閣危機管理監」を「内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」に改め、同條を第十八條とする。

第十六條第二項中「及び内閣危機管理監」を「内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」に改め、同條第三項中「前條第三項」を「第十五條第三項」に改め、同條を第十七條とし、第十五條の次に次の一條を加える。

第十六條 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 前條第三項から第五項までの規定は、内閣情報通信政策監について準用する。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

第二条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四條」を「第三十五條」に、「第三十五條」を「第三十六條」に改める。

第二十六條の見出しを「(所掌事務等)」に改

め、同条に次の二項を加える。

2 本部は、前項に規定する事務（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち次に掲げる事項に係るもの。を第三十条第二項第二

号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する本部員に行わせることができる。

一 府省横断的な計画の作成

二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成

三 施策の実施に関する指針の作成

四 施策の評価

3 前項に規定する本部員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。

第二十八条に次の一項を加える。

3 本部長は、第二十六条第二項に規定する本部員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該本部員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 本部長は、第二十六条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

第三十条第二項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 内閣情報通信政策監

第三十五条を第三十六条とする。

第三章中第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体への協力）

第三十二条 地方公共団体は、第十一条に規定

する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められたいときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

（国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「内閣危機管理監」の下に「及び内閣情報通信政策監」を加える。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二条第三項第五号の二

二 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第七号及び別表第一官職名の欄

附 則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日
平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（検討）

2 政府は、第一条の規定による改正後の内閣法第十六条第一項の規定により内閣官房に内閣情報通信政策監が置かれることを踏まえ、情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、強化された内閣官房の総合調整機能を十全に發揮して、次に掲げる方策について総合的かつ一体的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 行政機関が保有する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表するための方策

二 前号の情報を民間事業者が加工し、イン

ターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて国民に提供するための方策（当該情報の提供を受ける者が本人であることを確認するための措置を簡素化するための方策を含む。）

三 行政機関による情報システムの共用を推進するための方策

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを効率的に整備するための方策